

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和5年8月31日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 鈴木 絢子 君	2 番 長 沢 正 君
3 番 杉 本 憲也 君	4 番 中 島 弘道 君
5 番 佐 藤 龍彦 君	6 番 田久保 眞紀 君

○出席議員 4名

議 長 宮 崎 雅 薫 君	議 員 四 宮 和 彦 君
議 員 重 岡 秀 子 君	〃 杉 本 一 彦 君

○説明のため出席した者 12名

副 市 長	岸 弘 美 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	石 川 秀 大 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
同 教 育 指 導 課 長	関 野 耕 一 君
同 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 慎 一 君
同 生 涯 学 習 課 長	山 下 匡 弘 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	係 長 福 王 雅 士
主 事 野 中 みず季	

○会議に付した事件

- 1 市議第 9 号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 市議第10号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 3 市議第11号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 市議第14号 令和5年度伊東市一般会計補正予算(第3号)歳出所管部分
- 5 市認第10号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 6 市認第12号 令和4年度伊東市病院事業会計決算
- 7 市認第5号 令和4年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分
- 8 請願第1号 伊東市新図書館建設事業の見直しを求める請願

○会議の経過概要

○委員長(中島弘道君)ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長(中島弘道君)この際、お諮りする。決算関係を除く付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中島弘道君)異議なしと認め、さよう決定した。

なお、決算関係に係る付託議案の説明についても、議会運営委員会における協議、決定に基づき、委員会における説明は省略することとしているので、申し添える。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いする。

○委員長(中島弘道君)日程第1、市議第9号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中島弘道君)質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中島弘道君)討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第9号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第2、市議第10号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第10号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第3、市議第11号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）昨日の議場での説明だと、国の基準を満たすことにより補助金がもらえるとのことで、今、8団体とも専用面積を維持できているが、ぎりぎりであるという話があったが、1.65平方メートル以上となるよう努めることにより、学童を利用できる子供が制限されてしまうのではないかという心配もあるが、大丈夫なのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）現状の専用面積1.65平方メートルを満たしていない施設はない。また、今回の人数基準による40人であるが、中には今年度時点で40人を超える団体があるので、その団体は経過措置の期間で単位を増やす等の取組に努めていきたいと考えており、努力義務という形で引き続き努めてまいりたい。

○3番（杉本憲也君）議案参考書の20ページであるが、面積基準もそうであるが、改正の概要の(2)、(3)にも「当分の間」という記載があるが、伊東市としてはどれぐらいの期間、スケジュールを見込んで、当面の間を考えているのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）改正の概要の(2)支援員の要件の附則第3項の当分の間については、今回、国の通知にみなし規定として加えられたことが改正のきっかけになっているが、一方で、省令の参酌基準と言われる、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準があり、こ

の規定の中にはみなし規定が加わらなかったもので、今回の措置は国においても当面の特例措置であるかどうかは、国の動向を見ながら、今回の経過措置の中で対応していきたい。

また、改正の概要の(3)人数基準、(1)専用面積の経過措置も同様であるが、今後、現行の経過措置期間内で単位数の増や使用教室の増などで、利用者の快適な利用に努めていくとともに、今後、学校における児童数の減少で使用しなくなる教室の状況も見ながら、専用面積の基準と人数基準の両方をきちんと満たす環境が整うまでの間と考えている。

○3番（杉本憲也君）こういった基準を満たしていくことは、子供たちが快適に過ごせることにもなるかと思うので、極力早く対応いただきたい。

(1)の1. 65平方メートルを満たさなくなるところは今のところないが、可能性は否定できないとのことであるが、今ぎりぎりのラインにいる施設は具体的にはどこであるのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）(1)の専用面積のぎりぎりという点は、実際の面積の要件は満たしており、当然、人数が多ければ1人当たりの専用面積が少なくなるところで言うと、40人を超える団体は南小学校と大池小学校の2校であり、その人数を今後の単位数の増と運用のやりくり等で対応できるのかがぎりぎりになっている。面積が今の運用でぎりぎりの、人数が多いところは、単位ではなく、教室を2教室等使っているなので、問題はない。

現在、休園中の幼稚園の園舎を使用している富戸の学童や、民間の賃貸施設を利用している八幡野や池は、今後の児童数の減少とともに、学校の教室利用等の可能性もあることから、改正の概要の(1)専用面積についても、今回、当分の間の経過措置とした。

○3番（杉本憲也君）八幡野、池、南、大池は、現場にしわ寄せがいかないようにサポートをお願いしたい。

支援員の資格取得に関する部分であるが、本市の支援の状況は現状どうなっているか。あわせて、支援員確保に向けた取組状況や支援員確保に係る課題、また、今回の場合、人数をおおむね40人以下にするため、教室を探していくこともあるかと思うが、具体的なスケジュールとして、いつまでにこうしていくということがもう少し詳細に分かればお伺いしたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）1点目の支援員に対する支援であるが、支援員の資格取得には、保育士であることなど、条例第9条第3項各号の要件を満たした者が県の講習を受講する必要があるが、講習が年に1回の開催となるので、各団体からの要望を取りまとめた上で、受講人数枠を県に要望し、受講希望者が漏れなく受講できるよう支援している。一方で、確保に向けた取組については、保育士の資格を持っている方が、要件は満たすものの研修を受けていないことでの、支援員の確保が今現在の最大の課題であるので、今回の経過措置規定により、2年の間で受講計画があれば勤務可能な体制が図れるということであれば、大きく課題解消につながるものと考えている。

2点目については、単位の増等、計画をとということもあるが、今回、債務負担を計上している南小学校、今年度、民間委託化した大池小学校は、現在、学校と施設の利用に関し協議している。あわせて、南小学校は、今回の民間委託に伴い、単位を増やすことができるのか見通しが立たないので、経過措置の中で、当分の間と言いながらも、なるべく早めにしっかりした環境を整えていきたい。

○3番（杉本憲也君）最後に、支援員確保の関係で、年に1回、講習があり、受講に行かれるとのことであるが、受講に行くに当たっての経済的な支援やバックアップは、現状、伊東市ではどのようなになっているか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）各団体の職員への県の講習受講に当たっての旅費、受講料等へのサポートは現在していない。

○3番（杉本憲也君）受けやすくするというのであれば、人材を確保する上で市の手厚いサポートが必要かと思うので、ぜひ検討いただきたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第11号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第4、市議第14号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第3号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は9ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書10ページ以降の国・県の各支出金の返還金について確認で何うが、国が出してくれる対象となる経費については、事務経費を含めて漏れなく全て請求し切った上での返還金であるということ間違いはないか。

○健康福祉部長（松下義己君）健康福祉部所管の返還金は、補助対象経費は事務費も含めて全て漏れなく請求して概算交付を受けている。そして、確定額との差額を返還している。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）民生費、教育費に幼児教育課所管の部分があるが、こちらについても一部の事業で対象となる事務経費も漏れなく全て請求した結果の返還金となっている。

○**5番**（佐藤龍彦君）12ページ、児童福祉施設費の委託料、子ども子育て支援システム改修委託料であるが、保育施設のICT化に向けてのシステム改修なのかお教え願いたい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）こちらはICTとは別であり、給付費と言われる、日常使っている私立等を含めた施設に対して、市から運営に給付するため、その計算をするプログラムをはじめ、園児等のデータを管理するシステムが子ども子育て支援システムであり、今回の改修委託料については、3%程度の処遇改善が令和4年2月から始まった中で、令和4年度までは園児数に一定の加算額を乗じた計算となっていたが、令和5年度から様々な加算要件に応じて職員数を算出し、これに基準額、平均児童数を乗じるという複雑な計算となっているので、こういう計算プログラムの改修が委託料になっている。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費について質疑を行う。事項別明細書は13ページ及び14ページである。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は17ページからである。発言を許す。

○**3番**（杉本憲也君）事項別明細書18ページ、部活動指導委託料に関して伺う。86万7,000円という金額を設定した積算根拠及びこの妥当性、そして、今後の指導員確保の方法や課題について、できたら部活動の外部委託の全体像やスケジュールに照らした中で説明いただくと大変助かる。

○**教育指導課長**（関野耕一君）最初に、部活動指導委託料の事業の全体像をお話するが、生徒が楽しくスポーツや文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境を伊東市内に構築するため、一つの手段として、先行事業で部活動指導を個人に委託し、課題を精査していくものとなる。部活動の単独指導を委託する対象としては、男子バレー部と女子卓球部を考えている。また、金額の積算根拠については、指導者の人件費、大会参加に係る交通費、連絡等に係る通信費、保険料等を積算して算出した。その妥当性については、他市町の状況等に鑑みながら算出しているので、適当なものと考えている。

それから、今後の指導員確保の課題等については、技術的な指導にとどまらず、学校の教育

方針も理解し、生徒指導も熟知している人を確保したいと考えているので、今後、持続していくことが一つの課題である。それ以外に、今後、指導員を増員しなければいけなくなったときに適任者がどの程度確保できるか、受皿や費用負担、学校の連絡調整等も課題と考えられるが、今回、この事業を行うことで課題を明らかにしていきたい。

○3番（杉本憲也君）指導員の勤務時間は、週どれぐらいの日数で、どれぐらいの時間、指導していただく形になっているのか。あと、積算根拠の中で、人件費、交通費等、総合的にとなっているが、人件費だけにスポットを当てたときにどれぐらいの金額を見込んでいるのか、指導員1人当たりについてまで分かればお伺いしたい。

○教育指導課長（関野耕一君）回数については、学校行事等、いろいろなことがあるので、毎週このくらいとは言えないが、平均して3回程度、あと、土日に大会等があることを考えるので、バランスを取って、今後、3月までに全部で100回程度と考えている。単価については、1時間1,400円程度で考えている。これは2名どちらも同じような形で考えており、今までの経験を基に、これから3月まで、どこで、どの大会があつて、このぐらいの練習時間が必要ということも含めて行っている。

○3番（杉本憲也君）週3回で、週1回につき何時間かは分からないが、時給1,400円と考えると、今後、これをうまく活用して、部活のアウトソーシングを進めていくのであれば、指導者になろうという方が生活できるだけの収入が得られているかということ、ここでは十分得られないのではないかとということで、成り手不足が予想されるが、指導者に対する報酬について、今後、金額の妥当性や、専門的に雇っていく、場合によっては市の職員の立場で雇っていく、地域おこし協力隊で雇っていくという展望はどのように考えているか。

○教育指導課長（関野耕一君）毎回、違いはあるが、1日2時間程度から3時間程度を考えているが、平日、休日や試合で異なると認識願いたい。

今後の金額等については、今、基本的には退職された教職員を考えているので、生活収入自体をこれで全てとはなかなか難しい状況である。今後については、例えば市の会計年度任用職員として教育委員会内に籍を置きながらということも考えられるが、現時点で具体的な案はないので、意見を参考にし、今後検討させていただく。

○3番（杉本憲也君）これは全国的な問題で、恐らく全国的に指導員の取り合いがあるかと思う。しっかりとした人材、いい方を確保するには、それなりの対価を支払う必要があると思うので、計画を持って先行で投資していただきたい。

事項別明細書20ページに行くが、今回、委託料が計上されているが、補正予算での計上になっていて、当初予算で計上しなかったのは何か理由があるのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）こちらは伊東高校及び城ヶ崎分校の跡地利用に関するものであり、

本市においては、令和5年度当初から静岡県との協議を開始し、その過程で高校跡地を利用できる見通しが立ち、利用調整を進める中で、必要な経費が令和5年度中に判明したため、今回、補正予算に計上させていただいた。

○3番（杉本憲也君）跡地利用をするに当たって、経費として毎年追加でかかっていくという認識でよろしいか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）委託料については年何回という形になるので、1年間の分としてお考えいただいて結構である。

○3番（杉本憲也君）最後に、ジャパン・マウンテンバイク・カップ負担金は、過年度も行ってきた事業であるが、いつ、どこで、どういう形でやるかという詳細や、せっかく全国的なイベントになるので、伊東市をPRできるしつらえの大会になっているのかお伺いしたい。

○生涯学習課長（山下匡弘君）ジャパン・マウンテンバイク・カップについては、東京2020オリンピック後のレガシーとして、国際自転車競技連合が主催する国際大会、ジャパン・マウンテンバイク・カップをサイクルスポーツセンターの伊豆マウンテンバイクコースで開催するものであり、今年は10月22日に男女4カテゴリーのレースが実施される。イベント会場では、販売ブースへの飲食、物産展の出展は、伊東市にも声かけをしている。また、ここでは観光PR等も予定されている。

○5番（佐藤龍彦君）18ページ、部活動指導委託料であるが、指導員の条件として、学校教育、生徒指導ができる方とのことであるが、今回のバレー部と卓球部に配置される方はそれを満たしているのか。また、今後、指導員を増やしていく中で、学校教育、生徒指導ができる方をどのように見極めていくのか、講習を受けさせるなど、計画等をお教え願いたい。

○教育指導課長（関野耕一君）今回、委託する2人は学校教職員の経験者で退職された方で、2人とも部活動についてはかなり技術的にスキルも高く、また、生徒指導も在職時代からしっかりしている方であるとのことで、安心して任せられる方であると考えている。

今後、増やしていく際の見極め等については、1つは、今回のように学校教職員のOB、それから、社会体育等である程度経験を積まれて、子供たちの技術的な指導だけではなく、ふだんの生活面の指導もできる方ということで、面接を行うであるとか、その方の実績とか経験を見ながら、最終的に判断していきたい。

○5番（佐藤龍彦君）今回、元教員とのことであるが、教育委員会で探したのか、それとも、南中学校の元教員でそういう指導ができるということで教育委員会に対して申請があったのかお伺いしたい。

○教育指導課長（関野耕一君）申請等は特にないが、今回、教育指導課で部活動の地域移行を進めるに当たり、指導員をそろそろつくらなければという意向と、学校側からも部活動指導員を

つけてもらいたいということで、いろいろなものがマッチして、候補者に引き受けていただいたと捉えていただきたい。

○1番（鈴木絢子君）社会教育費の社会教育総務費について伺う。北里柴三郎さんにちなんで、大村さんの講演という話だったかと思うが、詳しく伺いたい。あと、印刷製本費として6万5,000円が計上されているが、こういった形で宣伝するのか、一般の方も参加できるのか伺いたい。

○生涯学習課長（山下匡弘君）大村智先生の講演会は、北里柴三郎顕彰委員会が松川遊歩道に顕彰碑を設置することに伴い、記念碑の除幕式に北里大学名誉教授の大村智博士が出席することから、2015年のノーベル生理学・医学賞受賞の理由となった抗寄生虫薬イベルメクチンの原因菌を発見した本市において講演会を委託するものである。開催日時は令和6年1月28日で調整中である。

6万5,000円の印刷製本費については、ポスターやチラシの制作費を見込んでいます。

聴衆については、広く伊東市民、特に先生は子供たちに話を聞いてもらいたいという意向もあることから、市内小・中学校への周知にも努めていきたい。

○6番（田久保眞紀君）教育指導費の教育支援事業、部活動の件で1点だけ確認であるが、これは実証実験なのかと聞いていて思ったが、現状、既に指導員が不足していて、早めに外部委託で指導員にお越しいただきたいという要望が出ている団体や学校はどれぐらいあるか把握しているか。

○教育指導課長（関野耕一君）部活動指導員と外部指導員があり、外部指導員は、顧問がいて、技術指導だけで来る方である。その方は各校に既に数名いるが、費用負担は発生していない。今回の部活動指導員は、単独指導できたり、顧問が不在でも単独引率等ができるように雇う。今、ほかの学校から何が足りないという要望はないが、今後、教員の働き方改革等を含めて、いずれ必要になってくるので、先行して今回の2人を入れた。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第14号歳出中、本委員会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第5、市認第10号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は352ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）総括的な部分で市政報告書を見ると、令和3年度と比較した中で、令和4年度の要支援・要介護者の増減がかなりあったり、認定されている方々に対してサービス給付が意外に伸びていない印象を受ける。伊東市として、令和3年度と比較した中で令和4年度の要支援・要介護者の増減やサービス給付の状況等の数値の分析を通じて、本市の介護をめぐる状況や事業効果とか今後の課題について、総括的にどのように分析しているのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険サービス利用の状況については、延べ利用数は、議員から指摘があったとおり、令和3年度と比較してほぼ変化していない。保険給付費についても1%程度の伸びとなっている。団塊の世代の高齢化が進んで、要介護認定者数が増加している中で、こういった大きな増にとどまっていない理由として、主に新型コロナの第7波、第8波に起因する通所系サービスの利用控えや事業所の休止などによると考えられる。同時に、一方で訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅での医療系サービスは依然として増加傾向にあることも申し添える。これは、外出控え、重度化の進行による複合的なニーズによるものと考えている。この動きとリンクする形で、要介護認定者数の状況について、昨年は要介護2、3あたりの中程度の方の増加が見られると申したが、その傾向が要介護4、5の重度にシフトしている傾向が見られる。これは団塊の世代の高齢化や、コロナ禍での外出控え等の影響が出てきていると考えられる。一方、要支援から要介護1、いわゆる軽度者については微増にとどまる。これは、介護予防事業がフレイル状態からの進行の抑止に一定の効果을 上げているものと考えられる。

しかしながら、団塊の世代の高齢化、コロナ禍で通所介護を含む外出や交流機会が減少したことで、それに伴う重度化の傾向が見られることから、令和4年度には大きな増となっていなかったという状況は楽観できず、実際、今年度の保険給付費は令和4年度を上回る伸びを示している。そういった点から、今後も継続した介護予防事業や認知症施策の積極的な実施、医療分野との連携が要介護状態になることへの抑止、重度化への対応に一層必要であると考えている。

○3番（杉本憲也君）今の分析を通じてもう少し伺う。伊東市の令和4年度の事業の結果に鑑みると、第7波、第8波で通所という、より多くの方がコミュニケーションを取ることができる

介護サービスの利用が控えられてしまった、人とのコミュニケーションが絶たれてしまうと重度化に傾きやすいという結果が出てくるということで、より孤立化をさせずに多くの方とコミュニケーションを図ることが、この介護の重度化を防ぎ、ひいてはサービス給付費の抑制につながるという認識の分析結果ということでしょうか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）議員指摘のとおりである。高齢者の介護予防には交流機会、外出の機会が増えることは大変効果的であると見られている。先ほども介護予防事業の積極的な実施と申し上げたが、もう少し具体的に言うと、できる限り高齢者の方が身近に気軽に参加できる健康体操とか居場所の立ち上げを引き続き推進していくことで地域の中でのコミュニティーをつくっていただいて孤立化を防ぐということは、今後の要介護者の増加を抑制することについて必要になってくると考えている。

○**3番**（杉本憲也君）ぜひともその分析結果を基に、どこに重点的に予算を投入していくかを検討していただきたい。一方で、認定者数が増えているがサービス給付が伸び悩むのは、物価高騰のあおりもあって、総体的に経済的にかなり苦しくなって、サービス利用を控えてしまっているケースもあるのかなと思うが、そのあたりの分析はどうか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）実際、介護保険料は、高齢者数が現状ではほぼ変わっていない状況にあるにもかかわらず、保険料自体は積算すると、やや減少傾向にある。これは、介護保険料を積算するための所得段階が全体的に減少傾向にあると考えられ、市内で少なくともコロナ禍において一定の経済状況の低下が認められたと考えている。ただ、これが直接的に介護サービスの利用控えにつながったかどうかまではつかみ切れていない。このあたりはやや中長期的な影響も出てくると思うので、引き続き利用者の動向を注視していきたい。

○**3番**（杉本憲也君）ぜひ動向を注視していただいて、サービス給付を適切に受ければ重度化が防げるというところが浸透するようにお願いしたいとともに、こういったデータは担当所管だけではなく全庁的に分析するのに大変貴重なデータになると思うので、全庁を挙げてこの問題を解決していただきたい。

市政報告書304ページの成年後見制度利用支援事業について伺う。一般会計にも障害者福祉費において成年後見制度市長申立事業という同じような内容の事業があるが、この事業と介護保険事業特別会計における成年後見制度利用支援事業については、事業を利用する対象者について、どういった基準ですみ分けを行っているのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらの事業は伊東市成年後見制度利用支援事業実施要項に基づき実施している。介護保険事業特別会計においては、地域支援事業の中の任意事業の一環として、認知症などで判断能力が十分でない65歳以上の高齢者を対象としている。一般会計の障害者福祉費においては、65歳未満の高齢者でない知的障がい者及び精神障がい者を対象と

して実施している。

- 5番（佐藤龍彦君）毎年の確認である。生活支援体制整備事業は、一昨年度の決算と利用者数もほぼ横ばい状態であるが、利用者とサポーターとのマッチングと、サポーターの増員等で鋭意努力すると言われていたが、4年度に関して、コロナもあったことから、その辺がなかなか進まなかったかと思うが、その辺についての分析はどのようにされているのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）生活支援体制整備のマッチング件数がなかなか伸びていないというところが課題で、議員の指摘もあったとおり、現状、コロナ禍で、特に昨年度は第7波、第8波という大きい波もあったことから、この利用が大きく伸びなかった。そういった課題に対して、今後の動きは、マッチングについては市内全域を統括するコーディネーターが第1層という形で置いてある。次に、市内の各日常生活圏域を5圏域に分けてあるが、5圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーターを置いている。現状では第2層の生活支援コーディネーターが圏域内のマッチングの役割も担っているが、第2層の本来の役割としては、その圏域の中での地域資源の発掘、利用者のニーズの把握が主な役割となっている。そういった点で、さらに今後、より地域の利用者と密着した第3層のコーディネーターを配置していくことで、さらにマッチングのニーズとサポーターを結びつける動きを高めていきたいと考えている。
- 5番（佐藤龍彦君）分かった。この事業自体に期待している部分もあるので、ぜひその辺と、ニーズを把握するのは大切なことなので、コロナでの規制がだんだん和らいでいる中で、できるだけやっていただきたい。その反面、また別の問題かもしれないが、認知症総合支援事業で認知症カフェの利用がかなり増えている。認知症患者と最初に直面するのが家族で、そこへの安心感とか予防というところだと思うが、その辺で認知症カフェの利用者の層はどういう感じになっているのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）認知症カフェの利用者の層は、認知症状が比較的軽い状況の中で、家族と本人の関わりについて悩まれている方が多い。こちらでも、もう既に認知症と診断されている方だけではなく、全国的にも問題であるが、さらに認知症の前段階の方のあたりが空白となっているという問題もあるので、そういったところについてもフォローしていくことで、認知症が発症してからではなく、その前段階から本人の受け止め、家族の受け止めについて、よりフォローすることで在宅での今後の介護もきめ細かにできるように努めていきたい。
- 5番（佐藤龍彦君）304ページに認知症サポーター等養成事業が昨年度からの新規事業なのか、これまでにやってきた中でサポーターが増えていると感じるが、その辺はどういうふうに増やしていったのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）認知症サポーターの養成は従前から実施していて、令和4年度末でこれまでの総計の認知症サポーター養成講座の受講人数は1万1,202人、その中でこ

どもサポーターは3,994人がこれまでの延べ受講者数となっている。

新しい取組としては、市政報告書にもあるステップアップ講座を実施している。これまでの認知症サポーターは、あくまでこの講座を受けることで認知症に対する理解を深めていただき、自分のできる近くの範囲で認知症の方を見守ってほしいという活動である。それをさらに一歩進めて、地域の認知症サポーターの方をつないで、地域で認知症の方を見守るチームオレンジ活動というチームをつくっていくときに、ステップアップ講座を受けたサポーターの方が中核となっていくので、こういったものについて取り組み始めたところとなっている。

○5番（佐藤龍彦君）分かった。認知症は症状が出たというのが分かりづらかったり、本人が認めたがらないところもある。そういう中で、家族だけではない外部や地域からのサポートはすごく重要だと思うので、ぜひ進めていただきたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第10号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第6、市認第12号 令和4年度伊東市病院事業会計決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）病院事業報告書3ページ、病床使用率の結果が出ているが、伊東市民病院における病床使用率について、損益分岐点は病床使用率が何%であれば利益になるのか。

○健康推進課長（大川貴生君）一般的に地域医療支援病院となっている急性期病院については、病床利用率は85%が損益分岐点とみなすと言われているので、市民病院はそれを目標値として考えている。なお、令和4年度の市民病院の病床利用率は、新型コロナウイルス感染拡大対応への空床を設けたことなどにより72.1%となっている。

○3番（杉本憲也君）85%が損益分岐点で72.1%ということは、議会までデータはなかなか上がってこないが、伊東市民病院の運営自体に対しての赤字、黒字の状況は把握されていれ

ば、令和4年度分をお願いしたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）この3年間、コロナ感染者対応で空床を設けながら専用病床を確保している医療機関には、国から空床補償の補助金等が支給されているので、それを活用しながら対応している。病院ごとの決算状況については公表されていないので、この場では控えさせていただくが、この損益分岐点の差を埋めるような国からの空床補償は、国から医療機関が受け取って対応している。

○**3番**（杉本憲也君）公表されていないので、具体的な金額はなかなか言えないと思うが、令和4年度の病院の経営状況としては、伊東市の市民病院の指定管理者としてしっかりと運営ができるだけの収支状況になっているということでしょうか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）現状の報告ではそのように認識している。

○**3番**（杉本憲也君）それを踏まえて4ページ、許認可事項について伺う。令和4年4月25日に乳腺炎の重症化予防ケア・指導料を辞退している。これは産婦人科に関係することではないかと思うが、こちらの辞退の経緯とか理由、辞退に伴う影響に関して伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）乳腺炎重症化予防ケア・指導料についての施設基準の辞退については、研修を受けた助産師の配置が施設基準上の要件となっている。その要件を満たす助産師が退職をしたことにより、施設基準を満たさなくなったということで辞退をした。

なお、辞退後の乳腺炎重症化予防に関する診療は、引き続き外来診療等で継続しているので、診療面での影響はないと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）助産師が辞めてしまったということであるが、その後、令和4年度中、ないしは現在に至るまで、こういった指導料の施設基準を満たす助産師は確保できたのか。

もう一つ辞退しているのが、5月30日に検体検査管理加算（Ⅱ）を辞退している。こちらについても経緯、理由、辞退に伴う影響について伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）1点目の助産師の確保については、現在、引き続き助産師の確保については取り組んでいる。少しずつではあるが増やしていただけているが、この要件を満たす助産師の確保までは至っていないので、実際、診療はされているので、要件さえ満たして施設基準の届出を出せば、それに応じた診療報酬につなぐことができるので、要件を満たす助産師の確保ができ次第、改めて届出をする予定となっている。

2点目の検体検査管理加算（Ⅱ）の辞退については、病理診断の専門医の配置などが行われて、診療検査体制が充実した。それにより、既に今回辞退をした検体検査加算（Ⅱ）よりも、より点数の高い（Ⅳ）の算定が可能となったことにより、今回、（Ⅱ）を辞退して、1つ上の段に記載がある検体検査管理加算（Ⅳ）を新たに届出をしたものである。

○**3番**（杉本憲也君）助産師がなかなか確保できないということであるが、伊東市として、これ

ぐらいまでには何とかこの基準を満たす助産師を確保したいという希望的な観測、スケジュールの予定があれば教えていただきたい。

病理医の先生が非常に充実されていて、より病気を早く察知できるような医療水準の向上に資するような体制になったということによいのか。

- 健康推進課長**（大川貴生君）助産師の確保のスケジュールについては、いち早く確保したいという思いで、病院でも同じ思いの中でいろいろなところに声をかけて、協会内の医療機関にも声をかけて確保に取り組んでいるところであるが、全国的に助産師の人数が非常に少なく、どこの医療機関でも確保に苦慮している状況の中で対応をしている。そこはできる限り早期にということで、市も含めて地域医療振興協会でも動いているところである。

2点目の病理診断医の配置は、令和4年度から専門医ということで病理診断医が配置されたので、これまで以上に診断や医師の研修の面でも大きな役割を果たしていただけている。それらの面では伊東市民病院にとっては非常に大きな配置であったと認識している。

- 3番**（杉本憲也君）ぜひいい方がいたら、辞められないように、何とかいい職場環境をお願いしたい。あわせて、許認可の中で複数回、医師の転入・転出の届出が行われている。それぞれ総括的で結構なので、どういったことだったのか伺う。

また、監査委員がつくっている決算の審査意見書4ページに、各診療科の医師の状況もあるが、内科については内科というだけでなく、消化器内科とか循環器内科、内分泌代謝内科、麻酔科、それぞれについて、外科も外科一くくりではなくて、外科と形成外科それぞれの医師数を平均の勤続年数とか年度内の増減状況とか充足状況とともに伺う。

- 健康推進課長**（大川貴生君）1点目の医師の転入・転出届出の状況は、常勤や非常勤の医師の転入や転出が発生した際には、医療機関として東海北陸厚生局に届出をしなければいけないとなっているので、それに基づいて届出をしたものである。内容については、市民病院の正職員の退職や新規採用が主であるが、それ以外にも協会内での医療機関間の異動で、医師が異動して配置が変わった際に届出を出しているものである。

各診療科ごとの医師の状況であるが、市民病院の医師数は、令和4年度末時点で、前年度末時点から2人減の73人となっている。診療科別では、内科が25人、外科が6人、小児科が3人、整形外科が5人、脳神経外科が2人、泌尿器科が2人、産婦人科が6人、眼科が2人、麻酔科が4人、そのほか、皮膚科や耳鼻いんこう科、放射線科、あとは総合診療や臨床検査、病理診断などを担うドクターが1人ずつという状況になっている。このうち内科については、消化器内科の担当医が1人、循環器内科が2人、内分泌代謝内科としては糖尿病系の医師が1人、腎臓内科系としては2人、外科の中では形成外科が1人となっている。

対前年度との増減は、減少した科目としては、内科が2人、小児科が1人、外科が1人、病

理診断科が1人、増加した科目としては、診療検査科が1人、泌尿器科が1人、産婦人科が1人で、合わせて2人減となっている。

正職員の平均勤続年数は、病院に確認したところ、令和5年1月時点で算出したところ、おおむね8年程度の勤続期間となっている。

○3番（杉本憲也君）今詳細をお答えいただいたが、8年ぐらいということで、これは地域医療振興協会内での異動があったり、場合によっては辞めてしまったりということがあるかと思うが、退職の状況は、何年ぐらいで辞めてしまう方、辞めてしまうケースが多いのか。

○健康推進課長（大川貴生君）医師の異動に関しては、年々の状況で変わってきて、この平均勤続年数も若いドクターが採用された際には当然下がるし、高齢のドクターが退職した際にも下がる要因になるので、一概にどういうふうな状況かは言いにくい部分ではあるが、令和5年1月現在の時点では、大体8年程度の医師が在籍しているという平均値と捉えていただきたい。

○3番（杉本憲也君）お医者さんは辞めてもらわずに、いいお医者さんをずっと長くということは必須だと思うので、ぜひ状況を分析していただいて、課題解決をお願いしたい。

病院はお医者さんだけでは駄目で、医療従事者には看護師さんとか、先ほどの助産師さんとかいろいろな方々がチームになって初めて機能するが、医者以外の方の医療従事者の人数の動向は、どういった形になっているのか。

○健康推進課長（大川貴生君）医師以外の医療従事者の人員の状況は、薬剤師や理学療法士などの医療技術部の職員は、令和4年度末時点では、前年度末から1人増の72人となっている。主な職種別としては、薬剤師が8人、臨床検査技師が15人、臨床放射線技師が12人、理学療法士が17人、作業療法士が8人、言語聴覚士が2人、臨床工学技士が4人、視能訓練士が2人、管理栄養士が4人となっている。

対前年度末との増減の状況は、減少した職種は、臨床検査技師が1人、増加した職種は、臨床放射線技師が1人と管理栄養士が増となって、合わせて1人増という状況になっている。

次に、看護師や助産師などの看護部の職員は、令和4年度末時点では前年度末から7人減の216人となっている。職種別としては、看護師が158人、助産師が3人、保健師が3人、介護福祉士が13人などとなっている。

対前年度末との増減の状況は、減少した職種は、看護師が3人減、助産師が2人減、介護福祉士が2人減で、合わせて7人減となっている。

このほかメディカルソーシャルワーカーなどの事務部の職員は、令和4年度末時点では前年度末から1人増の80人で、そのほか医療安全室や感染対策室などの医療安全管理部門は、令和4年度末では前年度末と同様の2人の配置のままという状況になっている。

正規職員の平均勤続年数は、令和5年1月時点、先ほどと同じような時点で確認をしたとこ

る、薬剤師は大体10年程度、検査技師は11年程度、放射線技師は9年程度、看護師は10年程度、事務職は11年程度という状況となっていると伺っている。

○委員長（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午前11時 4分休憩

午前11時12分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑はないか。

○3番（杉本憲也君）先ほど休憩前まで職員の状況を伺ったが、職員の配置体制でいうと、伊東市民病院は地域医療支援病院なので、支援病院として求められる体制として24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていなければならないと定められていると思うが、これを満たすために必要最低限の医師、看護師等、医療スタッフの人数はどのようにお考えなのか伺うとともに、伊東市民病院はこの人数がしっかりと確保できているのかという点について伺いたい。

○健康推進課長（大川貴生君）現在、市民病院では時間外や休日など、救急体制については日当直やオンコール体制を取り、24時間365日の救急医療体制が維持されている。例えば夜間の当直では内科医が2名、外科医が1名、産婦人科医が1名、あと高度治療室のドクターが1名、合計5人のドクターの配置のほか、それに合わせて看護師や薬剤師、検査技師、放射線技師が各1名配置されている。それに加えて、外科、整形外科、小児科、麻酔科、在宅医療や薬剤師などのオンコール体制もバックアップ体制として常時維持がされている状態で、救急体制が今実施されている。

必要な人員についてであるが、当然、救急医療体制を維持するためには、協会内の医療機関等の協力も得ながら、現状の職員の数の中で対応しているので、現状では今の職員の中で十分とは言えないかもしれないが、何とか医療機関の協力をいただきながら維持している状況である。今後も救急患者の増加が見込まれる状況ではあるので、今後の増加する救急医療に対応するためにも、救急に従事する医師や看護師を充実していくことが当然必要な取組として考えている。市としても医療従事者確保対策事業交付金の制度も設けてあるので、市民病院における人材確保に対する支援も市としても継続していきたい。

○3番（杉本憲也君）今、体制について答弁いただいたが、先ほど答弁いただいた内容に関しては、大体何班体制ぐらいでやっていたり、1人の医師が大体当直を週何回ぐらいやってという形で、要するに、数が十分ではないということであれば、医師やスタッフの過剰負担になっているのではないかとこの部分も心配である。そういった勤務の改善や、超過勤務になり過ぎな

いような取組について、この体制と絡めていかがか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）現在の病院に求められているドクターの働き方改革にも関わってくる質疑になろうかと思う。こちらについては、市民病院では日当直の対応をしているので、一番件数の多い内科医について、ほかの診療科よりも従事する負担が大きくなっている。あとは産婦人科についても、昨年度、3人の体制にはなったが、24時間対応しなければならないという産婦人科のドクターの対応についても、救急対応を維持するためには重い対応になろうかということで認識はしている。どれぐらいの医師が何回とか、画一的に決まっているわけではないようなので、例えば研修医であったり、若い先生がつくときには、ベテランの先生がセットでつく等の配置の配慮をしながら、日当直の表を作りながら運用しているようなので、科目ごとでは内科や産婦人科の先生のところ、ほかの診療科よりも日当直に関してはウエートが重くなっている状況にはなっているかと思う。

○**3番**（杉本憲也君）医師やスタッフが本当に苛酷な状況で働くとなると、その方の健康にも影響するし、医療ミスにもつながりやすくなるので、この点のチェックも併せて、しっかりと市が手綱を握っていただくと必要がある。

スタッフの数を教えていただいたが、働いていらっしゃる方は全員、地域医療振興協会の正職員、常勤職員になるか。非常勤の方はいるのか。また、再委託や派遣で来られている方はいか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）先ほど説明させていただいた職員の中には、派遣によるスタッフも含まれている。あと、非常勤の支援については非常勤医師という形での登録がされているので、こちらは含まれた医師数になっているので、医師の数については正規職員と非常勤の職員のドクターが含まれた人数である。それ以外にも市民病院では面会受付や清掃など、委託をお願いして従事している職員もいるので、それについては先ほどの職員数に入っていないが、実際に病院で従事していただいている方になる。

○**3番**（杉本憲也君）ちなみに、派遣の方や非常勤の方は全体で言うと、割合で言うとどういった内訳になっているか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）令和4年度末の人数のうち、443人の全体の人数のうち、411人が市民病院の職員という形になる。派遣の職員は9人いるが、そのうち医療事務の派遣を受けている方が主な内容になっているが、一部そのような形の職員も含まれている。

○**3番**（杉本憲也君）医師の常勤、非常勤の割合は分かるか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）医師のうち、常勤医が50人、非常勤が23人、合計73人となる。

○**3番**（杉本憲也君）これも見方だと思うが、やはり常勤、非常勤によって待遇も変わってくる

だろうし、それでモチベーション、そして治療に対する姿勢等も変わってくると思うので、しっかりと市民に寄り添えるような形で、一人一人の職員、医師がしっかりと市民の命を守っていただけるような形で指導監督を引き続きしていただければと思う。

最後になるが、救急搬送のことと産婦人科のことについて伺いたい。救急患者が報告書の8ページにあると思うが、こちらの中で、子供のアレルギー疾患で運ばれてくるような患者さんはどの程度いたかというのが、もし分かれば伺いたい。産婦人科に関しては、周産期医療の辞退を令和3年にしているが、この再認定のめどは令和4年度中も含めて立ったのかという点、また、これは明示がなかったので現状を伺いたい、市民病院で出産すると出産費用は幾らかかるのか、最後に伺いたい。

○健康推進課長（大川貴生君）救急患者、子供のアレルギーの患者がどれぐらいいたかが1点目だと思う。こちらについては、令和4年度の救急患者の受入れ者数が7,256件であった。小児科は対前年度128人増の410人ということで、現状としては伸びている科目になる。主な疾病としては発熱や、令和4年度はコロナウイルス感染症や、熱性けいれんという形で、発熱やコロナの患者の子供の救急が主なものであった。それほど件数は多くないが、アレルギーの症状を訴えた方がどれぐらいいるか確認をしたところ、蕁麻疹や食物アレルギーで来院された方が見受けられるということで伺っている。

2点目の産婦人科の状況であるが、令和3年度に周産期医療体制の医療機関の辞退をしたということであったが、こちらについてはその後、直接診療面に影響があるとは考えていないが、安心して分娩できる体制を引き続き充実、維持するために、産婦人科医や助産師の確保に取り組んでいるので、こちらについては要件がなかなか高く、以前認定されたときも、要件は満たしていないがということで県から認定を受けた経緯があるので、今後、要件を満たさなくても、例えば受入れ実績等により、県からそのような要請があった際には、この伊東地域の、東海岸地域の役割を果たせるように、市民病院としては前向きに取り組んでいきたい。

最後に、産婦人科に関しての市民病院の出産費用の金額であるが、出産費用に関しては出産する時間帯や入院する期間によって結構幅があるので、一概に幾らだとは答えられないが、仮に入院期間を6日間、時間内で出産した場合という形で一般的に捉えると、大体市民病院では45万円程度になるとの試算が出ている。その中には、分娩費用はもとより、例えば入院の室料や食事代、細かいところでいうと検査料、出産証明書の文書料が内容としては含まれるが、大体そのような金額になると思う。なお、令和3年度の出産費用の実績として、全国の公的病院の全国的な平均としても、大体45万5,000円で、私立の病院や診療所も含めた全施設の全国平均でも、大体47万3,000円という資料も確認しており、大体おおむね平均的な費用になっているものと考えている。

○3番（杉本憲也君）アレルギー疾患に関しては見受けられるということで、承知した。

出産費用については、市民病院で出産する場合、出産一時金の枠内で通常であれば賄えるので自己負担は生じにくいというようなことでよいか。

○健康推進課長（大川貴生君）出産費用が一時金の枠内で収まるかどうかということであるが、先ほども説明したとおり、出産する時間帯や入院する期間によって変わってくるので、その方がどれぐらい入院して、いつ頃出産したかというところでの金額の差が出てくるので、場合によっては、先ほどの平均値である45万円から50万円を若干超えるケースも出てくる可能性はあるかと思う。ただ、それ以外の要素としては、帝王切開など診療報酬が適用されるような処置が発生した場合には、自然分娩よりも自己負担は安くなることも伺っているので、出産の状況によって金額が変わってくるので、一概に全て50万円で収まるかどうかは言いにくい部分ではあるが、大体それぐらいを捉えていただければと思う。

○6番（田久保眞紀君）先ほどの職員の数のところで1点だけ確認したい。看護部が7名減であるが、なぜ退職したか。例えば高齢でとか、若年の方の退職の場合は理由みたいなものも病院から拾い上げているか。

○健康推進課長（大川貴生君）今回退職された方の理由も、どのような状況かというのは、なかなか全て確認をしている部分ではないが、看護師がお辞めになる要因としては、例えば地元に戻るとか、結婚を機に辞められる方が結果的には多いということでは伺っている。今回のケースは、具体的にそこまで確認はされていないが、一般的な経過としてはそのような状況だということでは伺っている。

○6番（田久保眞紀君）個人の事情だったり、あと、高齢で退職という方もあると思うが、人数が7名は多いというところでは、職務がどれぐらい大変だったのかなということも含めて、退職した理由、今回、市民の方からのお声でも、かなり大変だったのか、もうつらくて続けられないから辞めるんだということで、がばっと辞めたような感じがするというお声があり、その辺の理由もできるだけ病院と連絡とって拾っていただいて、あと、気になるのは、例えば職場環境内のパワハラであったりセクハラのようなことが病院の中では必ずあるので、そういったことを病院がどう拾い上げて対処しているかも含めて市のほうで把握して、協議して改善していくことも必要かと思うが、その辺はいかがか。

○健康推進課長（大川貴生君）病院に従事する方々が、より長く従事していただくための環境づくりは、非常に大切だと思っている。例えば、女性の職場なので、保育所の運営であったりとか、あとは看護師になる方の奨学金への支援についても、医療従事者確保対策事業交付金の対象として、市としても支援をしながら、働く環境づくりに対し、支援をしていきたいと思っている。

看護師の方々は、この3年間、コロナ禍での病院での対応として、感染者への対応であったり、普通の外来とは別に発熱外来を設けたり、入院の中でも一般の病室のほかに、コロナ専用病棟というものの対応であったりなど、通常の業務でも大変な中、それ以上にコロナ対応が大変だったということで、非常につらい思いをしながら働いている方もいらっしやったかと思う。ここへ来て5類になるとか、だんだん通常の病院運営にシフトをしてきているので、今後長く働いていただけるための環境づくりは、病院のほうとも情報共有しながら市としても支援していきたい。

- **6番**（田久保眞紀君）全国的な理由とか、医療業界全体の問題は、なかなか市民病院単独で解決するのは難しいと思うが、退職理由の中に伊東市民病院固有の問題みたいなものが含まれていないかというところで、委託で管理しているので、市のほうで把握するための、その工夫について、今現在では病院からの報告だけに頼るような状況か、それとも、直接拾い上げられるような体制はあるのか。
- **健康推進課長**（大川貴生君）万が一、仮に当市のほうにそのようなご相談があった際には、当然受け止めてお聞きをするような施策が取れるかと思う。ただ、今現在で、職員の方からそのような相談を受けているというのがないので、あとは院内でも直接上司に言えない部分については、事務部長等が聞く等、窓口になるような対応が院内でもあるということではあるので、そこはまずは病院の中での対応をしていただく形になるかと思う。
- **6番**（田久保眞紀君）外部の相談機関は今のところ設けられていないという認識でよいか。
- **健康推進課長**（大川貴生君）市民病院を運営している地域医療振興協会の外部の相談窓口については、私のほうでは確認をしていない。
- **6番**（田久保眞紀君）市民の方からもよく聞かれるので確認したいが、令和4年度、伊東市のほうから健全な病院の経営を支えるために支出したお金の総額と内訳を、大まかでいいので教えてほしい。
- **健康推進課長**（大川貴生君）一般会計から病院事業会計に繰り出された金額としては、3億8,800万円が総額になる。その内訳としては、医療収益の中に含まれている二次救急医療の負担金であったり、小児救急医療の運営事業負担金、あとは医療外収益があるが、地方交付税の相当額に該当するもの、あとは企業債の元利償還金、いずれにしても、基準財政需要額に算出された相当額等を一般会計から繰入れをしながら病院事業会計のほうに負担をしていく形になっている。
- **6番**（田久保眞紀君）そうすると、確認であるが、この3億8,800万円の一般会計からの繰り出しは、ここ数年の推移としては、ずっと安定的というか、同じような数字か。それとも増減が目立ったようなところはあるか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）おおむねこの近年、同じような条件で算出している。令和3年度については3億7,000万円ということで、1,800万円ほど差があるが、こちらの算出の要因としては、病院のほうでも医師を確保するときに交付する医療従事者確保対策事業交付金、令和3年度はコロナ状況の中で、新しいドクターを確保するのがなかなか難しい状況であったため、そちらの費用が執行されなかったという部分が差額の要因にはなっているが、ほかの項目については、おおむね令和3年度と4年度に関しては、同等な内容の中で支出をしてきた状況である。

○**6番**（田久保眞紀君）委託にはお金をかけ過ぎているのではないかという意見よりも、もう少し市民病院がよくなるかという部分で、市からちゃんとお金が出ているのかという質問をたまに受ける。緊急のためのお金とか、市民病院の経営を今よりもよくするために、該当するような事業として、さっき言われたような医師の確保のためのお金とか、通常の運営にプラスして、何か市民病院の運営をよくするために該当するような事業で支出したお金の内訳みたいなものはあるか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）病院の運営、充足に充てたものについては、先ほども説明した医療従事者確保のための交付金であったり、医療機器等整備負担金ということで2,000万円の支出をしているが、新しい病院になって10年たち、今後、医療機器等の更新を迎える時期になり、設備更新等については高額であるが、そういうものについては市民病院も計画的に医療機器の更新等の協議をしながら進めていきたいということでは認識しているので、病院設備の改修や人材確保で負担をしていくような形で進めていきたい。

○**6番**（田久保眞紀君）市民の声で申し訳ないが、せっかくいい医療機器・リハビリの器具があるけれども、結局、案内などそばにいられる人材がいなくて使えず、旧式の体操器具みたいなものでリハビリしたが、せっかくすばらしい器具があるのにどうして使えないのかというお声がある。せっかく機器があっても、それが使えるスタッフがいなかったり、運営するのにスタッフが足りないとか、そういう部分の市民病院からの要請とか要望とか、そういったものの受け止めはどのようになっているか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）市民病院との意見交換については、毎月事務レベルでの協議会、会合を設けながら、病院の状況を逐次共有しているので、例えば設備的な問題が発生したり、解消しなければいけないという感想が出た際には、逐次病院と確認をしながら進めていく形を取っている。

もし、市民の利用者、患者様から上がった声があるようであれば、そういうものについても市で受け止めたものについては、毎月病院で開催されている要望や苦情を共有する拡大カンファレンスが行われているので、そういうところで患者の方々からの声について、病院に届け

て、検討していく体制もあるので、情報共有しながら改善していきたい。

○6番（田久保眞紀君）市でも受け付けているというのは、分かっている人なら健康推進課等へ電話すればいいと思うが、例えば市民病院の利用者の方に、市でも意見を受けているという広報は、何か活動というか、印刷物にするとか、そういったことはされているか。

○健康推進課長（大川貴生君）市民病院の中では、意見箱を配置したり、直接意見を伺えるような体制は整えている。市に来るケースとしては、直接メールで来たり、電話で来たり、あと、市長への手紙ということで投書があったり、そのような手段の中でお声を聴いて、それをまとめて市民病院にフィードバックする形で対応している。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第12号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第7、市認第5号 令和4年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は116ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）市政報告書90ページ、各コミュニティセンターに関して、図書室の利用者数について目を引くものがあるので質疑させていただく。前年と比較して、各コミセンの図書室の利用数市政報告書90ページ、各コミュニティセンターに関して、図書室の利用者数について目を引くものがあるので質問させていただく。前年と比較して、各コミセンの図書室の利用数について、小室は331人から327人と4人微減しているが、宇佐美では799人から1,226人と427人増えており、八幡野では3,337人から5,486人と2,149人も増えている。富戸でも159人から290人と131人利用者が増えているが、その要因としてどういったことが考えられると分析しているのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）要因として、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症を受け、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により休館していた期間や、社会全体として普通の活動や外出の自粛を求められていたことがあったことから利用者が減少したと考えているが、令和4年度はこれらの措置がなかった、減少したことから、地域のコミュニティセンター図書室の利用が増えたと認識している。

○3番（杉本憲也君）コロナで外出自粛が解けたからとの分析かと思うが、一概にそうなのかと思うところがあり、確かに利用者数が増えているため絶対数が増えるのはそうであるが、八幡野コミセンでは、令和3年度の3,337人は、全体が4万1,303人だったので、利用者数が8%であった。しかし、令和4年度は3万4,052人に対して5,486人と倍の16%の方が利用されている。宇佐美に関しても、令和3年度は3.9%だった利用者が5.6%という形で非常に伸びている。これは何でかということで、宇佐美コミセンに聞いてみたら、やはりコロナ明け以外のそれなりの理由があった。

本を取りやすく、分かりやすく、見やすくするように図書室のレイアウトを若干変えたとか、リクエストに積極的に応えて増書をして充実化を図ったとか、小・中学生が自習のために勉強しやすくできるような形で行ったといった、管理している方々は大したことはやっていないと謙遜していたが、こういった形で見えないところで努力をされて、その結果が利用者数の増につながっている。これは、このコミセンの図書室だけの話ではなくて、伊東市の図書館行政全体にもつながるような利用者を増やす取組として非常に有益な取組かと思うので、ぜひとも、ささいな取組と当事者は思っているかもしれないが、しっかりとヒアリングをしていただいた中で、なぜ図書室の利用がこのように伸びているのか、八幡野は割合でいっても倍である。ここの点はしっかりと分析して、より充実化を図っていただきたい。

○6番（田久保眞紀君）指定管理者に対して、原油価格の高騰に伴う電気料、ガス代の支出増額に対応するため補助金を交付したとあるが、これの積算は、実際にかかった額から不足分を足して、要するに増減がないようにしてあげたのか、それともある程度予測して出しているのか、その辺をもう少し詳しく伺いたい。

○生涯学習課長（山下匡弘君）こちらの補助金は、補正がついたのは定かではないが、私の感覚では12月あたりにそのような話があったと認識している。それから考えると、予測をした中での交付だったかと思う。

○6番（田久保眞紀君）現在、電気代として渡している形ではなく、管理料として各コミセンが見直して料金を渡していると思うが、昨今、その辺の燃料費の上昇が激しくて、管理料の中に含まれている各コミセンの光熱費の割合は、令和4年度にしても他の年度にしても、報告をいただいているのか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）現状では報告はいただいているが、年度末に向けて、原油価格の高騰補助金はコミセンだけではなかったと認識しているので、予測の基にどのぐらいが不足するかは把握していきたいと考えている。
- 6番（田久保眞紀君）令和4年度の決算なので、各コミセン等の施設から、これだけ燃料費が上がったとの報告を提出してもらった等の取組はあったのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）そのような取組はあった。
- 6番（田久保眞紀君）集計表のようなものがあると思うが、その辺がどれぐらい上がっているとか、利用率によっても多分増減があると思うので、その辺の数値についても知りたければ出てくるようにしていただきたいと思うが、そういった感じにはなっているのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）報告については、毎月の利用者や請求部分でデータを取っているので、その辺で令和4年度と令和5年度を比べながら増減は把握できるようになっている。
- 6番（田久保眞紀君）各コミセンのやりくりには任されており、管理料の中で皆さんはやりくりを一生懸命して、足りなければ要望が上がってくると思うが、頑張っってやりくりをすごくし過ぎて見受けられる。いただいたお金の中でとにかくやらなければいけないとの意識を持っていただくことは本当にありがたいことであるが、その辺の吸い上げを、苦しいから来たというよりも、このところはそういう意味では固定費の上昇があるので、客観的な数字で吸い上げて、当初予算の中に組み入れてあげる工夫も必要と思うが、その辺は今期の決算を含めていかがか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）コミセンは指定管理委託になっているので、5年間の指定管理委託料が決まっている。今の5年間の指定管理委託料については、高騰部分を見込んでいないので、月々の使用料等を見ながら、令和4年度と同様に補助金を通じて不足のないようにしていきたいと考えている。
- 6番（田久保眞紀君）今は電気代だけを取り上げたが、恐らくまだ安定せず上昇する中で、その部分を少し別枠で予算の中で見てあげて、今の運営費が変わらない状態の中に上昇分を踏まえた形で当初が行き渡るようになるといい。その辺がどれぐらいの上昇率で、どれぐらい上積みしなければいけないかが議員の目にも分かるようになっていて非常にいいと思う。今後、決算を踏まえて、そういった取組についてはどのように考えているか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）電気代に限らずランニングコストで足りないところについては、委員指摘のとおり例えば外に出す方法もあり、令和4年度と同じように不足分を見込んで補正で対応する形もあるので、その辺が財政当局と、どのようなことがスムーズなのかも勘案しながら検討していきたいと考えている。
- 委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費第6目国民年金事務費、第7目国民健康保険費、第9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は134ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）市政報告書110ページ、昨年度には載ってこなかった福祉体験学習委託事業で、こちらの事業効果と今後の展望についてどのような戦略なのかを伺いたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）福祉体験学習は3年ぶりに実施した。コロナの影響により体験できる施設等が縮小したが、中学生3人、高校生3人に参加していただいた。こちらの事業は、数値的な事業効果は取っていないが、目的として、将来の福祉関連施設等の人材不足を解消するために、高い意識の中高生の体験を通じ福祉に興味を持っていただくことを目的として実施している。これは継続して実施していくことで裾野の拡大を図っていきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）体験した子供たちが今後どうなっていくかの推移はぜひとも見守っていただいて、将来の検証の際に役立てるとすごくいいと思う。個人情報関係もあるのでなかなか追い切れない部分もあると思うが、この点は、追える範囲でしっかりと継続的に今後も追って行っていただきたい。

続いて、市政報告書122ページ、これは市民から私はお叱りを受けており、長寿ふれあい交流事業助成金のうち記念品事業で、実は令和5年度に対象品や要件変更が行われたが、令和4年度中に変えざるを得ないような事情が何か発生したかの観点で伺いたいが、記念品事業についてはそういった事情があったのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）長寿ふれあい交流事業助成金のうち記念品事業については、それぞれの団体が記念品を選定して、それで申請していただく立てつけになっているが、その中で一部商品券等を選定したところがあり、商品券は換金性が高いもので記念品にそぐわないところがあり、また、他市町の事例等も鑑みて、今年度からはそこを外させていただいて、他の例えばタオルやお茶、花束、紅白まんじゅう、赤飯等、より記念品として受け取っていただけるものでお願いしたところである。

○3番（杉本憲也君）まさに商品券の部分、換金性があるにしろ、非常に使い勝手がよかったところがある。今施設に入っていて、その日に届けられなかったりすると生ものはなかなか使いにくいことや、お茶は葬式でいっぱいもらっているから要らないということがある。記念品事業の在り方そのものについて今後どうあるべきか、長寿祝金ではお金を渡しているので、換金性の部分をどう判断するのか、実際やる側の負担軽減と利便性の向上のバランスをどう見るかについては再度分析をして、より市民ニーズに沿った形でやりやすい記念品事業、ないしは長

寿ふれあい交流の目的達成に向けた取組のお願いを申し添えたいと思う。

障がい者施策を伺いたい。市政報告書 1 1 2 ページ以降にずっと各種サービスが自立支援給付事業ということで載っているが、全体的に分析したところ、身体障がい者の方の利用者数が減って、知的、精神の方の数が増加しているように全体として見受けられる。令和 4 年度における身体、知的、精神の各障がいを持っている方の手帳交付の大本となる増減の状況はどうなっているかを伺うとともに、本市の各障がいの特徴や近年の傾向等も踏まえて、どのように本市として分析しているかを総括的にまず伺いたい。

- **社会福祉課長**（石川秀大君）身体障害者手帳所持者は、対前年で 4 9 人の減、療育手帳所持者は対前年で 1 7 人の増、精神障害者保健福祉手帳所持者は対前年 3 8 人の増となっている。特徴としては、身体障害者手帳の申請者の高齢化が顕著なことがある。身体障害者手帳所持者は年々減少の傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持は増加傾向にあり、しばらくこの状態が続くと考えている。
- **3 番**（杉本憲也君）身体障がい者の方が減っていて、医療的、技術的な部分もかなりあると思う。療育手帳、精神疾患が増えていくのは社会的な要因部分もあると予測するが、その辺の分析は市としてしているのか。
- **社会福祉課長**（石川秀大君）確実なことは言えないが、例えば精神関係で病名が増えてきていることも当然あると思う。潜在的に例えばひきこもり対策をする中で、そういったところで発見して通院につながり、病名がついたこともあると思うが、はっきりとしたことは確実には把握できていない。
- **3 番**（杉本憲也君）この辺は先天的な部分もあると思うが、後発的、後天的な事情で、精神的にパワハラで追い詰められて精神を病んでしまうケースも少なからずあると思う。ストレス社会の現状を表しているとの危惧もあるので、分析できる範囲で結構なので分析をしていただいて、未然に防げるものは防いでいくことが全体の効率的な予算の使い方にもつながっていくと思うので、ぜひとも予防、防ぐことを片輪に置いていただいて、もう一つは、しっかりと支援が必要な方は 1 0 0 % 受けていただいて、安心して暮らしていただく。この両輪をうまく活用していただいた施策をお願いしたい。

その中で、1 1 3 ページの就労移行支援サービス事業について、一定期間というものがあるが、調べたところでは恐らく原則 2 年でいいと思うが、その点はいいかどうかということと、また、身体の方が令和 3 年には 9 人いたが、令和 4 年は誰もいなくなっているが、これは、2 年の期限が切れてしまったからもうこのサービスは受けられないからなくなったのではなく、全員無事に就労に結びついたということでもいいのか、また、例外として、2 年過ぎても 1 年間の延長が各市の判断でできるはずであるが、本市の 1 年延長の許可基準や令和 4 年度

に期間延長の対象となった方はいるのかを伺いたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）おっしゃるとおり標準利用期間は2年となっている。身体障がい者の延べ9人の方は、いろいろ事情はあるが、結果として一般就労につながらず、就労支援サービスに移行した方々もいる。中には死亡した方もいるので、そういった結果となっている。また、2年を超えて利用する場合は、利用者の状況等を勘案して、サービス提供事業者や相談支援事業者と協議して支給決定をしている。

○**3番**（杉本憲也君）2年という期間が、私は少し短いと思う。ここはなかなか市単独ではできない部分かもしれないが、ぜひ、国や県への要望の際には、2年の期間の在り方、しっかりと腰を据えて、就労に結びつくような支援を粘り強くやっていくところが求められる部分と思うので、その点の要望も併せてお願いしたいと思う。

もう一つは、114ページの就労継続支援サービスについて、こちらもコロナ禍も相まってなかなか仕事がなくなってしまい、なおかつ物価高騰が非常に大変なことになり、暮らしていけないとの声を何人かからいただいている。そういった観点で質疑をするが、就労継続支援サービスについて、A型、B型それぞれの利用者の方の平均所得を捕捉していたら伺いたいことと、また、この方々が安心して暮らしていけるための当該サービス以外での経済的支援は本市はどういった体制、取組があるのかを伺いたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）平均所得については把握していない。また、経済的支援については特段行っていないが、工賃などを増やすために、昨年度は商工会議所や旅館組合等に事業所の紹介を行い、実際に作業の依頼があったと聞いているので、そういったことを続けていって工賃に少しでも反映できるように努めていきたいと考えている。

○**委員長**（中島弘道君）昼食のため、午後1時まで休憩する。

正 午 休 憩

午後 0時59分再開

○**委員長**（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**3番**（杉本憲也君）市政報告書132ページから伺いたい。ファミリー・サポート・センター事業についてであるが、令和4年度の段階でもマッチングが課題ということを伝え聞いているが、その原因の一つが、支援者の方の報酬に問題があるのではないかと考えるが、支援者の方の報酬の適正性についてどのようにお考えか伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）ファミリー・サポート・センター事業については、報酬額が1時間600円または700円となっているが、地域社会全体の相互援助活動としてボランティア的要素が高い事業であり、支援会員になっていただいている方についても、この条件をあら

かじめ承知していただいている中で活動を行っている状況になっている。この報酬の適正性については、今申し上げたとおり、本事業はボランティア的要素が高い事業であり、利用される方も様々なご家庭が利用されているために、報酬額を増額することによって依頼会員の負担が増加することが考えられ、また、全国的に本事業をやっているが、県内他市町で言うと大体1時間600円から800円ぐらいで報酬額を定めているところがほとんどであり、そのようなところに鑑みて現行の報酬額は現時点での適正な報酬額であると認識している。

- 3番（杉本憲也君）適正であるというお答えだとは思いますが、ここがネックになっているという声がある。自己負担を増やすと本当に子育ては大変だと思うので、新しい子育て支援の一環として報酬、処遇を改善する中で、市がプラスした分を助成するという検討も引き続きしていただきたいと思う。いい事業であるので、ぜひやっていただきたい。

133ページの保育園の関係であるが、認可定員、利用定員を超える年度末の通園人数となっている園が複数見受けられるが、伊東市はそもそも定員の弾力化というものを認めているのかどうか。認めている場合はどのような根拠に基づいて、どのような基準でどの程度まで認めるのか。各保育園の学年別の定員の充足状況も併せて伺いたい。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、定員を超えるという点については、入所の調整についてご説明する。本市の保育園、小規模保育事業所の入所調整については、まず保護者の入所希望園を最優先に、そして待機児童解消も同時に果たすべく、定員を超えた受入れである弾力運用を図りながら決定している。市政報告書にもあるとおり、令和4年度末においては888人の園児が入っているが、保護者の入所希望園を優先することを基本としている。定員充足状況については、各施設、各年齢児で多少の出っ込み、引っ込みはあるが、市全体の受皿の範囲の中で、結果的には令和5年4月1日現在で待機児童数はゼロとなっている。

先ほど申し上げた定員を超えた弾力的運用については、厚生労働省の保育所園の入所円滑化対策実施要綱というのものがあって、利用定員を超えた入所も可能となっている。基本的には面積基準や職員の配置基準を満たしていることが前提になるが、過去5年間、常に定員を超えて、かつ各年度の定員を120%以上超えた場合は定員を見直さなければならない。つまり逆に言うと、定員の120%未満で4年までの間の利用定員を超えた入所も可能となっているので、その範囲の中で先ほど言った保護者の入所希望を優先的に、定員を超えた中で入所していくことになっている。

- 3番（杉本憲也君）保護者希望に沿う形は大切かと思うが、一方で保育の質の確保というところも重要になってくるかと思う。そういった意味では、定員を超えているところ、施設基準等は満たしているということであるが、本市として何か重点的にサポートしたりとか、人的な部分でアドバンテージを与えたりという形でのサポートはどういう状況になっているか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）その点については、配置と面積を守っていくことは園と市とも確認をしながらということで、超えた部分については、やはり公定価格等の対応で入所児童の増というところでの対応になるので、市として、何かサポートしているということは現状ではない。

○**3番**（杉本憲也君）この点については保育士さんの負担を軽くするというのもあって、基準内であるとはいえ、定員を超えるということは、その分預かる命が増えることになるので、職員の方の過重配置について支援をしていくなり、採用に関して、よりサポートしていくなりという形の取組はぜひお願いしたい。

一方で、例えば玖須美保育園は、認可定員が170人に対して利用定員が120人で年度末通園人数94人というような、まだかなり余力があるのではないかと見れるような通所形態になっているが、その中で保育園の一時預かり、135ページであるが、これは私はずっと言ってきたが、令和4年度中も基準日があり、4月1日時点で1歳とならなければ一時預かりが使えない。4月生まれの子とか5月生まれの子というのは、1年間、保育園の一時預かりを使いたくても使えない状況になってきて非常に苦労しているという声を多く聞くが、果たして実情として、そういうルールがある中ではあるが、現状、キャパシティの問題として、一時預かりについて基準日を4月1日時点で1歳としなければ運営が回らない状況だったのかどうか。

また、4月1日に1歳ではなくて、利用開始時に満1歳になっていけばいいという形での運用の基準の緩和に関して、検討状況というのはどのようになっているか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）保育園の一時預かりについては、市政報告書にあるとおり、利用者が減少傾向にあることや、当時は働いている方で保育園に入れなかった方が利用していることが多かったものの、最近のリフレッシュという目的で利用目的が変化している状況なども踏まえて、多様な保育ニーズへの取組の一つとして、各施設に利用意向をヒアリングするなどの検討をしてきた。ただ、やはり課題として、1歳を満了したといっても、保育園の考え方と同様、ゼロ歳児はあくまでゼロ歳児という保育になっており、ご存じのとおり、ゼロ歳児の保育はゼロ歳3人に職員1人の配置となっていることを考えると、1歳、そして2歳、3歳以上の保育には配慮が必要であるというところがあると人材の確保という点でなかなか難しい状況がある。かつゼロ歳になると調乳室、ミルクを作ったりする施設が必要であるが、預かりの専用の部屋にそういった環境がなかったり、そういったところが課題としてあって、実施がなかなか難しい状況がある。ただ、本事業については、政府のこども未来戦略方針で創設を掲げているこども誰でも通園制度への移行も想定されることから、こういった施設整備等も含め、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）この点、ぜひお願いしたいが、ちなみに昨年度、玖須美保育園のところで、

ゼロ歳児に関しては定員が1年間いっぱいの状態だったのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）玖須美保育園はゼロ歳児だけを見れば利用定員9人のところ5人という形になっている。

○**3番**（杉本憲也君）満杯だったら、しょうがないと思うが、ぜひともこういった部分でも緩和していくことが必要かと思う。例えば入所定員を満たしてなくて何とか基準の中でやりくりできるのであれば一時預かりの基準緩和をやるとか、ミルクを作る施設ということであれば卒乳しているということが条件に入れるなりして、段階的により多くのニーズに応えられるような形でシフトしていくという取組や姿勢や試みが必要かと思うが、そのあたりについては今後いかがか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）先ほど申し上げたとおり、1歳を満たしたというところでも、預かる場所は実際保育園である。年齢の数え方、歳児の考え方、ゼロ歳児の取扱いというところと、委員ご指摘の、そこを柔軟に1歳として扱う、卒乳しているとか、そういったところは今後、現場の声も聞いて検討してまいりたい。

○**3番**（杉本憲也君）子供の成長は本当に早くて、対象となる方はそれでつらい思いをして終わってしまうところがあるので、いち早くニーズを取り入れていただきたい。

残り2点だけお伺いする。市政報告書143ページ、地域子育て支援センター運営等事業について、こちらも混雑して人気で使えなかったという声を幾つか聞くこともあるので、本市として、地域子育て支援センターの運営等事業について、混雑を理由に利用を断ったケースはどの程度把握をされているか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）子育て支援センターの利用に関して、令和4年度に利用定員を超えた場合に利用をお断りしている施設が市内にあることは把握している。断った理由も、混雑が理由だったり、警報等を理由にしていたり、コロナが蔓延していたと、いろいろな理由があることも承知している。

特に市のほうで運営しているすきっぷについては、市内で唯一、日曜日も開所しており、日曜日は就園している子も利用でき、利用者が多く、おおむね15組、親子合わせて30人をめどに、それを超えると安全性の確保は難しいという理由でお断りしていることも承知している。これは、すきっぷが乳児の利用を想定した施設スペースと遊具であることで、幼児はどうしても飽きてしまって激しく走り回るなどの活発な遊びになりがちで、乳児への安全配慮のためだと聞いている。すきっぷについては、幅広い年齢児のお子さんが伸び伸びと遊べる施設としては課題が大きいように感じており、また、コロナも5類に移行して支援センターの利用者も今後増えていくことが予想される中、事業の対象となる保護者が利用しやすい施設となるよう、今後も現場職員と意見交換をしていきたいと思っている。

○3番（杉本憲也君）充実化を図っていくようにやっていくとのことであるが、そういった意味で言うと、スペース的にもうちょっと広いところに移行するであるとか、今まで賄い切れてなかったニーズに応えられるような、場所的な部分の移転も含めて充実化を検討されていくということでしょうか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）今あるスペースの有効活用を前提に可能性を探っていきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）すきっぷは、子育て支援の要となる重要な1つの施設であり、ここでニーズに応え切れなくなると、伊東市の子育て支援はマイナスになってしまうので、ぜひともこの点については斬新な前例にとらわれない早急な対応をお願いしたい。

最後に147ページの子育て支援医療費助成事業についてであるが、入院している子供の数が、令和3年が未就学児で153人だったのが931人になったりとか、小・中学生だと125人が1,112人になったりとか、大きく数が増えたなという印象を受けるが、この要因は何かという点をまず伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）子ども医療費については、1点確認をさせていただくが、市政報告書の表が昨年と多分変わっていると思う。従来は件数と日数があったかと思うが、調べたところ、実際、昨年度までの日数は件数に一番近いものであると判断して、2つあると分かりにくいものであるので、今回は、昨年度まで日数だったものを受診件数に変えて、件数のところは省かせていただいた。

変更点は、今、件数的にかなり多くなっているところであるが、実際のところは、昨年度、未就学児の入院数が866のところが今回は931。小・中学生、18歳の入院が、昨年度848のところから1,112というところで、増加していることは事実であるが、表の変更点を確認させていただいた。

医療費の助成については、毎月、何千件ものリストが国保連合会から送られてきて、医療機関ごとに受診者名、受診月、医療金額などが記載されているが、その中で受診科、病名は特に記載されていないので、どのような理由で入院が多くなったかというのは把握していない。増加した要因の分析はなかなか難しいと思う。

○3番（杉本憲也君）表の見方は申し訳なかった。これで何が言いたかったかということ、さっきの病院事業会計のときに子供のアレルギーの話をしていただいたが、この子育て医療費の助成事業によって、アレルギー検査が無償化されたりであるとか、かなりメリットがあるということが最近分かってきた。無償化制度を使うと、アレルギーの検査が41項目無料でできるので、こういった部分で、アレルギーで入院とか救急で行ってしまったときの医療費を結果として抑えることができたり、よりよい子育て支援につながるという見方もあるかと思うが、そう

いった子育て医療費でできる様々な予防策のメリットであるとか、そういった部分についての周知とか、今後の展望などについて伺いたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）委員おっしゃるとおり、基本的には保険対象の医療費が無償になるというところの中で私どもは認識しており、医療の中身そのものについてはなかなか把握していない部分があるが、健診とか検査というと助成対象外かと考えてしまうが、実際は保険診療で無償で検査が受けられることとなっている。

現状としては、伊東市は18歳まで自己負担なく無償化という周知はしているが、委員からご指摘されたような細かなところまでは周知ができてないという状況であるので、その辺も調査しながら、特に移住される方なんかは伊東市独自の助成制度になるので、その辺は幅広く周知できるように努めてまいりたいと考えている。

- 1番**（鈴木絢子君）決算書の139ページ、市政報告書は107ページの生活困窮者自立支援事業について伺う。

139ページの12の委託料を見ると、自立相談支援事業は予算164万円に対して153万円と見込みが下回っている。19の扶助費、住宅手当で、住居確保給付金により給付した世帯も予算が199万円と59万円と、予算に対してかなり見込みを下回っている。その下の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、予算が360万円に対して612万円と、見込みをかなり上回っていることが見受けられるが、今回、こういった困窮者自立支援を利用する方というのはどのようなケースの方が多かったのか。また、年齢層とか、そういったものを、この件数全体を見て分析することがあれば教えていただきたい。

- 社会福祉課長**（石川秀大君）自立相談支援事業については、令和4年度は166件の相談件数であった。また、扶助費の住宅手当については住居確保給付金ということで、延べ支給世帯数が14で、令和3年度は60件であったので大分下回った結果になっている。

また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業については、支給決定件数が令和4年度21件、令和3年度は39件で大分下回った数字となっているので、コロナに係る件数は減ってきているのかなと感じているところである。

- 1番**（鈴木絢子君）一番最後の生活困窮者自立支援事業は今39件と言ったか。108ページに81世帯と書いてあって、予算書はたしか360万円の予算だったかと思うが、貸付けができず、困窮して借りたのか。

- 社会福祉課長**（石川秀大君）先ほど申した件数は、支給決定件数であり、市政報告書に載っているものは延べ支給世帯数になる。申し訳なかった。

- 1番**（鈴木絢子君）金額的には、その予算からは250万円ほどの金額が、見込みをかなり上回って困っている方が多かったという解釈でよいか。

- 社会福祉課長**（石川秀大君）年度当初予算は、360万円であり、もともと、最初の申請期限は令和4年8月だったが、12月まで延長され、補正予算で360万円の上乗せをさせていたところであり、720万円という予算に対して結果的に612万円となった。
- 1番**（鈴木絢子君）決算書139ページと市政報告書108ページの医療・福祉人材確保のための新生活応援事業であるが、壇上でも新規が38人で継続が52人との話だったかと思う。この継続は毎年更新していく形でいいのか、また、逆に継続しなかった方はどのぐらいいたのか。もしいたようであれば、そういった要因が何か分かるか。
- 社会福祉課長**（石川秀大君）本事業は、単年度申請となっている。継続というのは、2年度、3年度新規申請者の方が、最長で10年のものもあるもので、引き続き申請されて五十数名となっている。新規申請の中には転居費支援だけの方もいらっしゃるの、単年度で終わってしまう方もいらっしゃる。また、中には退職されたり、ご結婚等によって転出されてしまったりという方もいらっしゃったので、新規申請者の累計109人に対して今年度継続申請が90人という結果になっている。
- 1番**（鈴木絢子君）市政報告書131ページ、決算書153ページ、結婚新生活支援事業のことについて伺いたい。大綱質疑の際、市内事業所などに個別に案内し、マッチングサイトの登録者が少ないので、今後登録者を増やしていくというご説明だったと思うが、今現在、登録者はどのくらいいるのかということと、市内事業者などはどのように選定して、今後どうやって告知していくのか、あれば教えてほしい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）結婚新生活支援事業の部分について、これは違う整理になり、低所得の方で、所得要件と年齢要件を満たした方に、婚姻を機に住宅費用などの補助をするという事業であり、申請をいただいて支給する。昨年度は6件、255万8,000円であった。もう一つの結婚支援の事業として、委員おっしゃるとおり、県のほうでマッチングシステムというものを構築した。県内全市町が加入し、広域的に行っているところであるが、その登録者数について、細かいところまで言えないが、県全体で昨年度1,894人の登録があった。その中で伊東市は21人の登録となっている。
- 非公表となっているので細かいことは言えないが、その分布を見てみると、中部、西部が多数を占めており、特に伊豆半島地域は少ない状況になっている。このような状況の中、今回、せっかくこのような取組を少子化対策の一つということで県を主体にやっているの、伊東市ももっと会員数を増やそうというところで、ホームページや広報紙を使って周知を図ることはもちろんのこと、まだ具体的にはなっていないが、事業所に直接持っていきなり、文書を送るなりして、このマッチングシステムの登録をお願いしようと計画している状況である。
- 1番**（鈴木絢子君）決算書153ページのひとり親家庭支援事業について伺う。扶助費を見る

と、全体的に見込みを下回っていることが分かるが、ひとり親が減っているという傾向でよいのか。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）ひとり親家庭支援事業の扶助費については、全体というより、ごく一部の対象となる方にお支払いするものになっており、例えば高等職業訓練促進費は、資格を取るために大学や専門学校などに通う場合、一定の条件を満たした方には学費の一部を助成するものであり、そのほか、就学費用の助成費であるとか、放課後事業クラブの助成費等があるが、全体的に利用者数は減っている。

また、別の視点から見ると、児童扶養手当の平均人数を出すと、令和3年度は1回587人の方に支給していたが、令和4年度は558人と、大体30人ぐらい減っている状況である。

- 1番**（鈴木絢子君）引き続き155ページのひとり親世帯生活支援特別給付金とその他世帯生活支援特別給付金で、児童数1,380人とのことであるが、世帯にするとどのぐらいで、その他世帯は家計が急変したということだと思うが、そのような方はこういったケースが多いのか、年齢層とかも分かれば教えていただきたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）本給付金は、昨年、国の事業としてやったが、ひとり親世帯生活支援特別給付金は、子供の数で言うと805人になるが、親の数、受給した人数で言うと544人の方に支給をしている。

その他世帯とは、ひとり親ではなく、ふたり親の世帯であるが、非課税の方が支払う要件になっている。児童数で575人、受給者数で322人の方に支払った状況である。

- 1番**（鈴木絢子君）続いて、報告書133ページ、先ほどの保育園のことで伺う。市政報告書の児童福祉施設費に「核家族化の進行や女性の社会進出等による保育需要に対し、入所定員の弾力化などによる入所決定を行うとともに、家庭や社会の環境の変化に対応する保育内容の向上に努めた」とあるが、具体的にどのようなことを行って向上に努めたのかお教え願いたい。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）保育園の入所調整も含めて、保護者の希望を優先しながら、例えば、報告書にあるとおり、入所定員の弾力化、きょうだいと同じ園に入れるような調整を図るなど、働きやすい環境ということもあるので、入所調整の中で保護者の意向を最優先し、家庭環境への対応ができる保育内容に努めたということが一番申し上げられるところである。

- 1番**（鈴木絢子君）決算書157ページにある保育園の遊具施設保守点検委託料が、予算の見込みを下回っていたが、遊具の点検は全園でちゃんと行われているか確認したい。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）遊具点検については、2か月に1度、全園で専門業者による点検を行い、そこで出てきた気になる点は修繕等の対応をしている。

- 5番**（佐藤龍彦君）報告書105ページに戻る。民生委員児童委員のことで、だんだんと成り手が少なくなっている中で、昨年度はどの程度いたのか、充足しているか確認したい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）民生委員児童委員については、欠員が4名である。地元の区長等
にお願いして推薦の依頼をいただいているので、推薦をいただいたら速やかに委嘱するという
形を取っている。

○**5番**（佐藤龍彦君）予算時には、定数160人で、各地区で人数が割り当てられているが、欠
員が出ているのはどの辺りなのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）今、手元に資料はないが、岡地区で1人、少し長い期間いないと
ころがあったかと思う。そこはたしか最近、委嘱されて充足したかと思う。正確ではなく申し
訳ない。

○**5番**（佐藤龍彦君）近年、独り家庭というのか、独居老人とかも増えてきている中で、こうい
った人たちの見守りであったり、また、児童委員だと子供たちが1人でいないかとか、夜遅く
まで出歩いているかとか、結構重要な立ち位置になると思うので、ぜひ充足を速やかに願
いしたい。

それから、108ページ、はじめようITO新生活応援事業は、利用は増えていると言われ
たが、当初でいくと、昨年度に入る頃には20名で、昨年度中にプラス10名ぐらいは来ると
いうことで、それよりも増えた感じの数字になっているが、その要因と、どの分野で増えたの
か、分野ごとの人数が分かればお願いしたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）年度途中から増えた要因については、4月から採用の方が多いの
で、異動で申請をされる方は大体3月にかなり増える状況になっている。

分野については、医療系の分野が多いが、看護師等を中心に多い実績となっている。

○**5番**（佐藤龍彦君）新卒なども結構来られているのか。当初予算のときに、東京、大阪などの
大学にも声をかけていると言われていたが、その成果などがあればお願いしたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）申請実績の名簿等を見ると、もともと40歳ぐらいの方が対象で
あるが、22歳という年齢が比較的目立っている。実際、これまで3年間の109人の内訳と
しては、20歳から24歳が44人、25歳から29歳が42人と大多数を占めている。

○**5番**（佐藤龍彦君）若い力が入るのはすごくいいと思うので、ぜひよろしくお願いしたい。

報告書110ページの重度心身障害者タクシー利用料金助成事業であるが、これも当初予算
より利用された金額が少なかったが、どのように見ているのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）推測になるが、コロナの影響があり、利用が伸びなかったと考
えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）公共交通の利用が苦手な方も多いのと、身体障がい者であると玄関まで来
てくれることが必要になると思うので、周知をぜひお願いしたいが、対象者には通知などを送
っているということでもいいのか。

- 社会福祉課長**（石川秀大君）対象者の方に通知等を差し上げているか、正確に把握できていない。申し訳ない。
- 5番**（佐藤龍彦君）ぜひ周知も含めてお願いしたい。
- 6番**（田久保眞紀君）児童福祉費、児童福祉施設費、市立保育園リニューアル事業について、「老朽化の進んでいる市立保育園を令和2年度から令和4年度にかけて計画的に改修」とのことであるが、ざっくりで構わないので、具体的にどのようなところを改修されたのかお教え願いたい。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）今年度のリニューアルについては、床の貼り替え、壁紙の貼り替え、子供たちが使うロッカーの修繕となっており、昨年度、一昨年度はトイレの改修を実施しており、今年度については、主に子供たちが過ごす部屋の改修、リニューアルを図っている。
- 6番**（田久保眞紀君）主に内装の改善とのことであるが、老朽化が進んでいるとのこと、内装の貼り替えだけではなく、施設そのものの改修をかけていかなければいけないような診断はこれの中では行われていないと思うが、そのあたりの状況はどうなのか。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）老朽化が全体的に進んでいることは事実である。あくまで3年間のリニューアルでは園児たちが過ごすスペースということで、職員室や屋上の防水塗装等、まだやらなければいけないところは、正直に申し上げると、全園4園とも一樣にある状況である。今後は、園の再編等の計画を立てながら、集中的にやれるところを進めていく計画を立てている。
- 6番**（田久保眞紀君）もちろん内装のちょっとした修繕などもそうであるが、事業内容を見てみると、「計画的に改修」と入っているので、改修についての計画もこの中に入れ込んでくると、この予算だけではなかなか厳しい予算立てになっていると感じる。改修計画の見込みはどんな進捗状況になっているかお聞かせ願いたい。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）改修は、トイレ改修や床の貼り替え改修等があるが、いわゆる施設の全面的な改修、何年後にどこをやるという計画は現時点ではない。宇佐美保育園の対策を一日でも早く進めながら、選択と集中の中で、その他の3園についても計画を立てていきたい。
- 5番**（佐藤龍彦君）106ページ、婦人保護事業で、相談の延べ件数が年々増えている状態であるが、要因は、1人が何回もということもあるだろうし、複数人が相談に来ているということもあると思うが、件数が伸びていることをどのように見ているのか。
- 社会福祉課長**（石川秀大君）相談件数はここのところ伸びているが、相談に来やすい状況になりつつあるのかなと感じている。実際は年によって多かったり少なかったりするもので、必ずしも要因が何かと言えるものはないが、相談に来やすい環境になりつつあるということで期待し

ている。

○5番（佐藤龍彦君）令和2年、令和3年、令和4年で如実に件数が伸びているところであると、家庭内であったり、女性が受ける被害の面、コロナ禍があつてのこともあると思うが、そういったところにしっかりと目を向けて、行政として支援できる体制をと思うが、相談に来た方をどういった行政サービスや法律的なところに結びつけているのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）この事業については正直申し上げにくいことが多いので、なかなかお答えしにくいですが、住居支援であったり、場合によっては一時保護所への移送につながることもある。支援が終了しても複数回相談される方も中にはいらっしゃるので、この事業については重要視している。

○5番（佐藤龍彦君）ぜひ保護の方法もよろしくお願ひしたい。

あわせて、報告書の130ページ、今度は児童の虐待相談件数も一昨年度の決算から倍以上に伸びている。これもコロナの社会情勢の部分があるのかもしれないが、相談件数が伸びていることはどのように見ているのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）相談件数が昨年度の2,193件から3,275件とかなり多くなったが、特に多い相談が養護相談である。一つの要因としては、コロナの影響も多少はあるのかと疑っている中で、家庭内で子供と保護者が過ごす時間が多くなったからというところも、新規の相談件数が多くなっているところから、要因として考えられるが、これだけ多くなった大きな理由としては、こちらで対応するケースワーカーの職員を2人から3人に1人増員し、私どももかなり手厚い対応ができたので、対応件数がこのような数字になったと思っている。そのほかに、私どもが経験する中で、子供に暴力を振るうのはいけないことだということはある程度保護者にも定着しているが、最近多いのは心理的虐待で、例えば子供の前で夫婦げんかをして心理的虐待になるということもあるので、細かな内容が変化していると思っている。

○5番（佐藤龍彦君）子供を育てる環境の中で、大人のほうでも必要な相談ということで、こういうところは結構結びつくと思うので、ぜひ横断的に連携してもらいたいという思いがあり質疑した。

135ページからの処遇改善の件で、私立と八幡野保育園が数字として出ているが、公立保育園の保育士さんたちの処遇はどのような改善がされたのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）公立保育園については、会計年度、フルタイム、パートタイム、保育園で従事する職員全員が対象になるという国の方針の下、全員に3%程度の賃金の処遇改善を行っている。

○5番（佐藤龍彦君）3%の処遇改善を行ったことで、現場からどういう反応というのはなかなか

か難しいかもしれないが、コロナ禍で預けなければいけない親御さんがいる中で仕事をしているところでの処遇改善として国がやったと思う。もうちょっと欲しかったなど、そういう反応は伺っているか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）金額の大小についての声というよりは、今回は一時的な手当ではなく、給与表の昇給という形で上げた処遇改善になるので、今後、雇用が続けば、その都度、毎年度の昇給に該当し、それに応じて処遇も改善されるという点では、先に向けた処遇改善してもらったという声は聞いている。大小についてまでの話は聞いていない。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 1時53分休憩

午後 2時 2分再開

○**委員長**（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は166ページからである。発言を許す。

○**3番**（杉本憲也君）市政報告書151ページ以降で、母子保健事業や地域少子化対策強化事業、妊娠・出産・子育て応援事業に関して伺うが、市民ニーズに寄り添う取組として昨年度に工夫した取組や、伊東市独自の取組として工夫した点はどのようなものがあるのか。今回の令和4年度事業の検証を踏まえた中で、改善点や今後の展望も含めてまず総括的に伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）まず全体的な計画や事業の立案について、母子保健事業の各事業において、全ての妊婦との面談や出産後の家庭訪問等を行っているため、その際にいろいろ相談を受けたり、声を聞く機会があるので、そのような機会の子育て世代のニーズを把握し、保健制度の改正等を考慮して、事業の見直しや新規事業の立案等を行っている状況である。

具体的なものは、市民ニーズに寄り添う取組として工夫した取組は、一つは不妊等治療費助成金支給事業は、昨年4月から不妊治療が保険適用化されたが、一般的には自己負担が下がるとの認識があるが、いろいろ子どもも独自に検証した結果、一部の人はその中で自己負担が増える方がいるところもあり、県内では当時、本市だけだと思うが、助成金を増額したことが一つと、あと、現在国で推奨されている産後ケア事業をさらに推進するために、産婦が利用しやすいよう、助産師等専門職が自宅に出向いてケアを受けることができる産後ケア事業のアウトリーチ事業等も行った。

そのほかに、本市でも推進している移住施策に対応して、移住した子育て世帯が本市での育児の不安解消とか、あとは仲間づくりの場として使っていただけるよう、転入者の集団型子育て支援事業等を実施したところである。その中で独自の取組として工夫した点は、いで湯型デイサービス事業のように本市の地域資源とも言える宿泊施設を活用して事業を行っている点で、さらに言えば、今年度の事業になってしまうが、産後ケア事業を医療機関型と、昨年度新規事業でやったアウトリーチ事業に加え、今年度はホテル利用型も実施したところで、好評の声をいただいているところである。

今後の改善点や変更については、今までと同様に従来の事業の検証を行いながら、子育て世代のニーズを的確に把握して、既存事業、新規事業を計画するとともに、産後ケア事業、産前・産後サポート事業の目的を確保しながら、宿泊施設の利用や、附随する取組に独自性があるって利用してみたいかなるような事業を展開したいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）独自性とか先進的なところは、子育て世帯にとっては注目されるべきところと思うので、ぜひとも前例にとらわれずにやっていただきたいと思う。

その中で不妊等治療費助成金支給事業に関して、お答えできる範囲で結構であるが、昨年度の実績や、支援の十分性や充実化の必要性、場合によっては、費用がかなり大きくなるので無償化も視野に入れるべきと私は考えるが、その辺の本市の展望等をお伺いできればと思う。

- **子育て支援課長**（石井弘樹君）不妊治療の助成について、実績として、昨年申請件数が106件、実人数が51人、助成額が1,044万4,100円となっている。実人数51人のうち年齢別の内訳は、20代が5人、30代が37人、40代が9人となっている。そのうち妊娠まで至り妊娠届を提出された方は22人となっている。

支援の必要性は、この事業は少子化対策の一つの取組として、さらには子供の誕生を希望する方の希望をかなえるため、高額な治療費の一部を助成することは必要な事業であると考えている。

そのほか支援の充実度は、もともと保険適用化前は、1回当たり県の助成金が最大30万円、市の助成が最大12万円、合計42万円の助成を受けることができた。現在では市の助成金を拡充して12万円から30万円に拡充したが、県の助成が廃止となるため、結果、最大値では12万円の減額となっている。

このことから、申請者にとっては助成額が減額となったため十分ではないと言えると思うが、もともとは県が助成していた部分を市が代わりに助成している状況もあり、さらに言えば、他県では、県がこの現状を考慮し、助成を続けている地域もあるので、今後、県に対して、助成制度の新たな実施を要望していきたいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）この点については非常に有益なデータがある。保険適用では40代のところで1

つ線を引かれてしまい、場合によっては適用外になってしまうことで、本当に悲しい思いをされている方の声も伺ったことがある。その中で、40代の方が9人、こういった形で自分の希望されるものに対して支援を受けられることは光を当てる大変いい事業だと思うので、この辺をもう少し分析していただいた中で、子育てを支援する中では完全無償化も視野に入れた中で、県、国への働きかけを積極的にお願いしたいと思う。

- **5番**（佐藤龍彦君）市政報告書153ページ、転入者の集団型子育て支援事業ということで先ほど説明があったが、当初予算のときに、会場がなかなか見つからない状態であると言っていたが、決算では延べ62人の4回開催したところで、どういったところで行って、実質人数が答えられればお願いしたいのと、やったことでの成果や利用者の声等が分かれば願います。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）昨年度の転入者の集団型子育て支援事業は、年4回実施し、会場は、本来は健康福祉センターを利用したいところであったが、コロナのワクチン接種もあり、医師会館を借りて実施した。参加人数は62人となっている。参加者の声は、まだ市内のことが分からない方もおり、その中で市の考えを知るとか、仲間づくりもできたというところで非常に好評な声をいただいております、今年度は回数を増やし、毎月実施している。
- **委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は252ページからである。発言を許す。

- **3番**（杉本憲也君）市政報告書243ページになるが、就学援助に関して伺います。年々給付人員が増加している状況と推察するが、人員が増加していることに対して、本市としてどのような分析をしているのか。

また、対象となる支援メニューについて、昨今のコロナ禍の所得減少や物価高騰等に鑑みると、対象を生徒・児童全体に広げていく必要性もあると私は考えるが、生徒・児童全体にこうした対象を広げていく必要性についてどのように考えているかを伺いたい。

- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）まず、市としての就学援助の人員増の見方は2つぐらいある。1つは、制度そのものが徐々に浸透していき、多くの人に制度のことを認識していただけることになった。もう一つは、就学するに当たって、困窮になるような家庭が増えている。どちらかかと思っている。このことについてはどちらが多いかまでは分析していないが、少なくとも本市としては、この制度そのものが健診のときにまず伝えることと、児童が次学年に上がるときにも学校から周知していただいている。この制度そのものを周知することにより、一人でも多く利用いただければと思っている。

また、子供全体に広げることについては、この制度そのものが学校教育法の中で基準を持って、就学が困難な子供たちに対しての支援となっているので、まずそこを基準として考えるべきと思っている。

- **3番**（杉本憲也君）困窮が増えたことと、周知がしっかりされてきているとの分析をしていると思うが、法律の下の制度とはいえ、やはりプラスアルファの姿勢でということであれば、子供たちの学びを支えるために必要なこういったものは、全ての子供たちに対して行うことで、その負担を軽減して学びに集中していただけるためにはすごく有益と思うので、ぜひとも、この制度の在り方、拡充方法は再度検討願いたいと思う。

245ページの教育支援事業に関しても、支援員の確保の課題や処遇改善の必要性の声を伺うが、支援員確保の課題や処遇改善の必要性について本市の認識をお伺いするとともに、また、支援員に対する需要は年々増加しているように思われるが、本市の特別支援教育の需要とその対応に関する本市の展望を併せて伺いたい。

- **教育指導課長**（関野耕一君）支援員確保の課題は、適任者の確保、その方が支援方法をどれだけ充実できるかの人材育成の観点で課題があると考えている。また、処遇改善の必要性は、学校が要望する勤務条件と雇用される側の雇用条件がマッチしないことが一番問題と考えているので、今後、現場が必要とする勤務時間や勤務条件、雇用される側の声を聞きながら、改善すべきところは改善をしていきたいと考えている。また、処遇ということで給与面は、資格所持者、仕事内容により多少異なるが、市役所のパートタイム会計年度任用職員の給与表を使用しているので、今後、様々な観点から見直しが必要などときには検討していきたいと考えている。

次に、特別支援教育の需要と対応に関する本市の展望は、特別な支援を要する園児、児童・生徒は年々増加しており、令和4年度現在14.8%となっている。これは毎年1%ぐらいずつ上がっている。児童・生徒数は減少しており、通常級は当然それに伴って減少しているが、特別支援級、通級指導教室は増加傾向にあるので、今後もより有効な支援方法を考えていかなければならないと考えている。しかし、支援員を増員するにも限りがあるので、今後は、支援員がどれだけ有効な手だてを打てるかということで、人材育成にも力を入れてやっていきたいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）支援員確保にも限りがあるとの答弁が今あったが、それは財政的な理由か、それとももともとそういった対象となり得る人材がいないのか、そのあたりはいかがか。
- **教育指導課長**（関野耕一君）はっきり言うと両方あるが、現在、市で70名ほどいろいろな形の支援員がおり、その方たちの事務的な手続も膨大なものになっているので、今後これから増やしていくとなると、そこに事務手続をする方も増員しなければいけない。それから予算増も当然必要となるので、総合的に判断してというところになると思う。

○3番（杉本憲也君）財政的な部分の不安に関しては、大綱等でもやったとおり、必要などころにはしっかり出せるだけの財力があるはずなので、しっかりと予算要求をして、必要などころに十分な予算を割いていただくような形をお願いしたいと思うし、支援員確保の人材がないことに関しては、移住者の方もかなりそういった経験を豊富にしたような方もいると思うので、移住してきた方に対するアプローチも移住担当部署と連携しながらやっていくことが大切と思うので、ぜひお願いしたい。

前半部分の最後に2点ある。246ページの放課後児童健全育成事業の費目は教育費でよかったのか、民生費でなくて大丈夫なのかということと、あと、256ページの教員の配置に関して中学校になるが、学びの確保の観点から、昨年度の免許外教科担任の状況や、先生方の時間外勤務の状況を中学校だけで結構なので答えていただきたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず放課後児童健全育成事業の費目について回答する。放課後児童クラブは、子供の居場所づくりに資する施策として、こども家庭庁の所管となっており、こういった動きを踏まえて、令和5年度予算より、委員指摘の子育て事業予算として、教育費から民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費に移している。

○教育指導課長（関野耕一君）教員の配置に関しての免許外教科担任の状況及び時間外勤務の状況は、免許外教科担任の状況については、令和4年度は伊東市内5校で7名の教諭が免許外の教科を担当している。合計で28時間の実施となっている。また、時間外の状況は、令和4年度の4月から12月までの小・中学校の平均になるが、令和4年度は1か月の時間外勤務が45時間以内の者が51.2%、45時間から80時間の者が38.8%、80時間以上が16.2%となっている。実際中学校のほうが時間外勤務は長くなっているもので、平均より中学校のほうが何%か上回った数字となると思う。

○3番（杉本憲也君）先生方の残業は本当にひどいというか、結構長時間やられていることで、その改善が子供たちの学びの保障には必要不可欠なところである。ちなみに、免許外が7名いるということであるが、教科を伺ってもよいか。

○教育指導課長（関野耕一君）教科は、重複するものがあるが、音楽、美術、家庭科、技術、外国語の英語となっている。

○5番（佐藤龍彦君）就学援助に戻る。当初予算で3,700万円のところ決算額は2,800万円である。これは多分給食費が免除になったことで、その分の支出が減ったと理解しているのかを1点伺いたい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）委員おっしゃるとおり、給食の部分が歳出から出なくなったところである。

○5番（佐藤龍彦君）その隣のページの適応指導教室も、増えたり減ったりはあると思うが、近

年増えている状態だと思う。一昨年度の内訳は、中学生が19人、小学生が11人というところで、昨年度は中学生は28人である。卒業していった子もいると思うが、この動きはどのように見ているのか。

○**教育指導課長**（関野耕一君）適応指導教室の人数は年々増加しており、不登校数も上昇傾向で5%とあるので、一定のいろいろな方策は打っているが、なかなか効果的に出てきてはいない状況である。ただ、今年度だけを見ると、かなり不登校数等が抑えられて例年よりも少ない数になっているので、今までの努力の成果がだんだん実を結んできて、今後いろいろな形でいい方向につながっていけばいいと考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）人数は波があると思うし、今回は多分コロナ明けて学校に行きたくなった子も中にはいると聞いているので、そういったところの影響なのかと思う。

現在の適応指導教室の場所で、この人数で今のところ賄えているのかどうかと、以前、体を動かすときにどこかのグラウンドを借りていると言っていたが、その点の活動はどのように昨年度は行ったのかをお願いします。

○**教育指導課長**（関野耕一君）活動場所は、基本的には今のままで大丈夫ということで考えており、なぎさの職員とも話し合いをして別の場所も検討したことがあるが、なかなかふさわしい場所がないことで、どうにかやっていくしかないと考えている。

それから、昨年度の活動について、旭小学校の体育館を週に1回借りて、子供たちがそこで体を動かしたり、もしくはそれ以外に、例えばカヌーとか、ろくろを使って陶器を作ったり、いろいろな活動も定期的に講師を呼んでやっている。

○**5番**（佐藤龍彦君）248ページ、放課後児童クラブ施設整備事業について、伊東小学校開校に合わせて新たな施設を建てたということで、これに関わって、3校が統合するときに、学年ごとに、例えば入れたかったが入れなかったというような状況は生まれなかったかどうか、その辺を伺いたい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）学童の建設した施設は2階建てになっており、1階の保育室と、2階が保育室が2つある。学年については、学校はもちろん3校が統合しているので、伊東小学校、そして一部南小学校からの児童も受け入れているが、基本的に学年で、組合せについてはそのときの利用者によって流動的とは聞いているが、一つの例として挙げると、3年生から5年生を1つの部屋、2年生と6年生で1つの部屋という形で、学年で上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが下の子を見て過ごすときもあれば、利用者が少なければ流動的に使っていくことも聞いている。基本的には学年でセットにして運用していると聞いている。

○**3番**（杉本憲也君）社会教育のほうに移っていきたいと思うが、市政報告書263ページ、芸術文化振興及び社会教育関係補助事業等について伺いをするが、大綱で壇上でも言ったとお

り、市としては文化芸術に必要十分な予算を出しているということであるが、現場の声を聞く
と足りない。例えば芸術祭に出るに当たっても、装束を洗濯するだけで出演料を大きく上回
ってしまうような状況があるので、出たくてもととも出られないとの声を聞いたりするので、
改めて、文化芸術団体への助成額が適正であると、必要十分であるとされている本市の根拠を
伺いたいと思う。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）芸術文化振興事業及び社会教育関係補助事業のうち、文化芸術団
体の助成としては、伊東市文化協会補助金がメインとなるが、令和4年度は、令和3年度に比
べ10万円増額した90万円を補助した。この補助額は、文化協会の令和4年度決算額から歳
入歳出が同額の木下奎太郎記念館の開館業務委託料を控除した221万4,465円のうちの
4割程度となっている。また、この補助事業内で補助金を交付する伊東市女性連盟は、決算額
71万円に対して28万円の補助金を出しており、そちらの割合も4割程度であることから、
当該補助金額が適正なものと考えている。

本会議でも答弁したとおり、市としても、今後も市民の皆様の文化力向上を図るため、効果的な事
業の実施及び支援が可能となるような方策については検討していきたいと考えている。

- 3番（杉本憲也君）文化芸術経費0.3%という数字をどう見るかであるが、やはり私は決して多い
数字ではないと思うので、今言われたとおり充実化を早急に図っていただきたいと思う。

264ページであるが、これは統計の問題かもしれないのが、生涯学習センターには、荻会館を除
いて図書室というものが統計上記録がないが、通常であれば、コミセンよりも、学びの拠点である生
涯学習センターに図書室があつてしかるべきと思うが、図書室が置かれていない、統計に乗ってこ
ないことは何か理由があるのか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）市内の生涯学習センターのうち、池、赤沢、荻の3施設は、図書室と
しては、壁によって専門の部屋として仕切られた部屋ではないものの、オープンスペースに図書コー
ナーとして設置はされている。この図書コーナーは指定管理者の運営で貸出しや閲覧を行っている
が、貸室としての集計をしているのが荻会館のみで、統計上荻会館のみの掲載とさせていただいて
いる。

- 3番（杉本憲也君）統計上オープンスペースなのでということであるが、市内の図書館行政の
充実化を図る上では、市民ニーズを把握する上でどれぐらい使われているかという統計を取る
ことは大切だと思うので、できれば統計データに載せていただきたい。

267ページ、図書館費に関して、新図書館の建設が今計画されているが、そちらを見据え
ると、蔵書を増やすべきときであるが、令和4年度は蔵書の合計を見ると3,550冊で減っ
ている。これはどのような方針に基づいて、どのような選書を行った結果なのか、こういった
意図があつてそうされたのか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）現伊東図書館における蔵書については、近年、積極的な除籍・廃棄を行っていなかったということがある。そのような状況の中で、新図書館の開館に向け、現図書館で収蔵する資料のうち痛みが激しく、新図書館での貸出し、閲覧に堪えない書籍、配架後数年にわたり貸出しされていなかった書籍などを中心に除籍を行い、新図書館における配架に向け、取捨選択を行っている。これにより、令和4年度は大幅に蔵書が減った経過があるが、今後の新図書館建設の動きに合わせ、計画的に書籍を購入していきたい。
- 3番（杉本憲也君）痛みが激しいやつを捨てたということであるが、痛みが激しくても貴重な書籍であれば捨ててはまずいと思うが、そういった捨てる、捨てないの判断はどなたが行っていたのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）図書館の職員が実施している。
- 3番（杉本憲也君）それは司書の資格がある方がやられているのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）司書資格を持った職員も行い、中には持っていない職員もいるが、持っていない職員がやったとしても館長のほうで確認をするというようになっている。
- 3番（杉本憲也君）この点について、貴重な書籍を捨ててしまったというケースが全国的にあるので、処分をするに当たっては、これは本当に処分をしていい本なのかどうか、残すべきなのかという点を、ただ古いから捨てるということではなくて、お願いしたい。
また、前回の決算等で私が質疑したが、蔵書に関して、盗まれてしまったおそれがあるような不明本の状況とか、今も痛みがひどいものは捨てたということであるが、汚破損本の発生状況はどういう状況か。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）4年連続で存在が確認されない図書を不明本として、今年5月に実施した蔵書点検においては215冊であることが判明し、令和4年度に比べて6冊減少という状況である。また、汚損、破損のほうは、近年1,700冊程度で推移している。
- 3番（杉本憲也君）215冊がどこに行ったから分からなくなったということで、これは市の大切な財産なので、しかるべき対応をしっかりと取っていただきたいと思う。汚破損本は、毎年1,700冊ぐらいずっと出ているということであるが、この汚破損を防いだり、そういうことをしないでくださいという周知の状況はどうなっているのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）貸出しのカウンターとか管内への掲示等をする一方で、修繕をしながら、なるべく汚破損本を生かし続けていくような方策を取っている。
- 3番（杉本憲也君）この1,700冊は、特に分類でいうと、この分類の本の痛みが激しいとか特徴的な部分はあるか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）その辺の種類等は把握していない。申し訳ない。
- 3番（杉本憲也君）大切な市の財産なので、しっかりときれいに使おうという意識づけをお願い

いしたい。

そして、新図書館の建設費に関して伺う。今回、設計を基に入札をして不調にということで、その基になる設計がこの事業によって行われたということだが、設計について、市内の専門家の方からも、これで本当に構造上大丈夫なのかという不安の声をかなりいただいたり、構造に関して、設計部分に関して、不安の声を多くいただく機会がある。伊東市として、この設計が完成したということで、受け取るときに必ずチェックをしようと思うが、完成検査に当たって、誰がどのように検証をして、この設計で絶対に大丈夫だというゴーサインを出したのか、そのあたりの経緯を伺いたい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）完成検査については、当該業務委託の検査員である生涯学習課長が検査復命を行った後、検査合格通知を発出している。設計内容については、建築住宅課の技師の協力を得て、その適正性について検証したものであるし、構造計算の適合判定の合格をいただいているので、適正な判定であったと考えている。
- 3番（杉本憲也君）ということは、役所の中で判断をしたということで、外部に再点検という形でチェックをお願いしたことまではしていないのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）外部という部分では、4年度に構造計算適合判定を受けているので、そこが一つチェックになると考えている。
- 3番（杉本憲也君）この設計に関しては、市民の方からも、本当に大丈夫かという不安の声が拭えない中で、今一旦止まっているわけなので、再度、設計が本当に大丈夫かどうかについて、詳細にわたって再検証される予定等はあるか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）今のところ構造計算の再委託は考えていないが、これから37億円でやるために見直しをかけているところでは、構造計算の中で収まるような見直しをしているところである。
- 3番（杉本憲也君）この点については、伊東市の将来を左右する重要な設計になると思うので、せっかく立ち止まる機会があるのであれば、ここは再度、詳細にわたって本当に大丈夫かどうか、事業目的達成のために必要不可欠かどうかという点の設計の再チェックを必ず早急にしていただきたい。そうすることで、市民に説明することによって市民の理解が得やすくなると思うので、その点に当たって外部委託も含めて、しっかりとしたセカンドオピニオンで裏づけを取っていただきたい。強くお願いする。

最後に、278ページ、賄材料費等の給食費等の部分になる。国の指針では、不適切性ゆえに給食費等の公会計化を早急に進めてくださいということが求められているが、令和4年度中に全校でこの給食費等を含めて、学校の公会計化が進まなかったのはなぜか、どういった課題があるのか。また、今後の学校会計に係る公会計化の見通しについて伺うとともに、賄材料費

に関しては特に給食費の無償化との関係もあって、伊東市の現状の賄材料費を誰が負担すべきかという考え方を、最後に再度確認したい。賄材料費、給食費に関しては、この負担の在り方に対して、現状誰が負担するのが一番適切とお考えか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）給食の公会計化が進まなかった理由は、昨年度はコロナの臨時交付金を使って、給食は2、3学期の無償化を進めていたので、公会計化の手続まで事務量も回らなかった。さらには、給食を公会計化するためには、全てのことを一元化しなくてはいけない。今、学校の給食においては、給食センターで給食を配分する方法と各学校調理場で配分する方法があるが、その辺を集めて一元化する上で、会計等のシステムの整備、あるいは徴収に関わる人員の整備を進めなければいけないので、そこの準備に少し時間がかかると思っている。ただ、文部科学省でも、教員の多忙化を解決するために公会計化を進めていくようにという通達が出ているので、今そこに向けていろいろ研究等はこれから進めていくところであるが、逆に委員の言う無償化をした場合に、公会計化のシステムは全て無になってしまうので、公会計化をするのであれば、給食の無償化はしていかない。その考え方があるので、議場でも言っているが、国も無償化についての検討を進めているということで、どう進めていいかを見極めなければいけない時期だと考えている。

給食費について、誰が納めるべきかということについては、学校給食法で、利用者が納めるものと書いてあるので、本来であればそれを利用する者が納めることが前提と思っているが、全国の中では無償化を進めているところもあるので、その辺のこともいろいろ勘案しながら、今後進めていきたいと思っている。

- 3番**（杉本憲也君）公会計化に関しては、給食費もそうであるが、教材費についても、学校会計によるところによって先生方の負担が大きくなるので、給食だけの問題ではないというところは申し添えておく。賄材料費に関しては、学校給食法を根拠に、各自負担が原則ということであるが、そうすると、今回行った補填が違法となりかねないので、そういうことではないと思う。財政的に問題ないということなので、伊東市の給食の無償化が進まないというのは、本来誰が負担すべきかというところのイデオロギー的なところに尽きるのではないかと思う。学校給食の無償化は、子供のみならず家庭全体、地域全体の経済にとっても非常に有益なことになるかと思うので、ぜひとも先進的に国を待つことなく、しっかりと無償化に向けた取組をお願いしたい。

- 5番**（佐藤龍彦君）図書館建設の設計までが昨年度までということで、先ほども生涯学習課長が37億円の金額の中で見直しを行うと言われていたが、昨年度中でこの設計を受けたときに、37億円でいけると確信したものは何だったのか、もう少し詳しく教えてほしい。

- 生涯学習課長**（山下匡弘君）こちらの37億円については、設計に関しては官公庁発行の公定

価格に基づいて積算をしている。それに基づいて予定価格につながっていくが、そこを刊行物の価格で積み上げたときに予算内で収まったことから、入札による執行をしたところである。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○5番（佐藤龍彦君）令和4年度決算に認定の立場から討論する。

コロナ禍であって、7波、8波と変則的に起こる中で、コロナ対応と学校では給食費を2学期、3学期を免除したという迅速な対応がよかったと思う。しかし、新図書館建設に関して不明点が残るところに尽きると思うので、その辺はまた今年度、来年度でしっかりと精査していただきたいと思います。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第5号歳出中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）暫時休憩する。

午後 2時47分休憩

午後 3時 再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。〇〇〇〇氏ほか1名から傍聴の申入れがあったので、これを許可したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）異議なしと認め、さよう決定する。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後 3時 休憩

午後 3時 再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（中島弘道君）日程第8、請願第1号 伊東市新図書館建設事業の見直しを求める請願を議題とする。

職員に請願書の朗読をさせる。

〔請願第1号朗読〕

○委員長（中島弘道君）次に、紹介議員の補足説明を求める。

○紹介議員（浅田良弘君）追加署名について、177名増の合計1,500名となった。引き続き署名活動は実施されているので、その都度報告をさせていただく。

では、補足説明をさせていただく。

本請願は、新図書館建設を計画ごと廃止、撤回するものではなく、コロナ禍で冷え込んだ市内経済の顕在化から先行き不透明な現状の中、経済の立て直しが先決ではないか、多額な税金を使い箱物を建てるなら市民に幅広く説明が必要との声より、市民団体の皆様からの負託を受けたものである。

また、ゼロベースでの見直しの表現については、市民団体の方々が市民の皆様の意見をお聴きしていく中で、新図書館を建設する場所が今の計画予定地でよいのか。廃校になった校舎を利活用したいなど、建物の建設見直し以外の声も数多くあり、そのような意見も今回の請願の中に含めてほしいという市民の要望に応える形で、ゼロベースからの見直しをという表現になった。

このたびの請願により、市民の皆様が新図書館建設に大きな関心を持たれるきっかけとなることもあり、議員の皆様方には市民の思いや意見を酌んでいただき、忌憚のないご審議ができることを願うところである。

私からの補足説明は、以上で終わらせていただく。

○委員長（中島弘道君）これより質疑に入る。発言を許す。

○1番（鈴木絢子君）今の説明を聞いたときに、ゼロベース、場所等も含めての検討をしてほしいという意見ということであったが、まず、この図書館計画は、平成30年10月から伊東市図書館・文化ホールに向けた検討会が9回開催されて、市内小・中学校の適正配置の状況や、県立高校の統合の状況も見ながら、多角的な見地からの検討を進めてきた上で、図書館と文化ホールは別施設として建設するほうが望ましいということで、令和元年の10月に、この建設地の場所が決まったと思う。現在、令和5年で、4年前ぐらいのこと、決まっている。その中でいろいろな市民の声も聴いていたと思うが、なぜ今、途中の段階で検討を求める声とか、で

きたと思うが、そういった全てが決まった段階で何で今なのかという疑問がある。

○**紹介議員**（浅田良弘君）鈴木委員のおっしゃることはよく分かる。私も実際に本議会の中で、構想の段階からの話は聞いていたが、実際に市民の方々に今回の構想の内容がうまく伝わり切れていなかったというのが、今回の請願の提出につながっているのだろうと思う。

私は最初に報告させてもらったとおり、市民の負託を受けて今回の請願の代表者、提出者になっているので、いわゆる市民の声として今回の請願があるということなので、説明不足がそこに生じていたのかなという思いがある。

○**1番**（鈴木絢子君）市民の声の中では、やはりこの建設にすごく初めから注目をされていて、いろいろこうしてほしい、ああしてほしいという意見を述べてきた方や、いろいろな思いを伝えてきた方も多数いらっしゃる。そういった方からの声も伺っているが、そういった方の声はもう一切無視して、ゼロにするということではよろしいか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）一切無視しての請願ではない。先ほども冒頭で述べたとおり、今回の新図書館建設については白紙撤回の話をしているわけではなくて、コロナ禍で冷え込んだ経済をまず先に立て直してほしいという意見の中から出たので、新図書館建設を望む人たちの意見を無視しているというわけではないので、それは別な意味ということでご理解いただければ幸いである。

○**1番**（鈴木絢子君）経済を立て直すことが先ということは分かった。ただ、ゼロベースということは、すなわちこの図書館を建設するというのをゼロとして考えるということで、いつかというか、今、多分この声があったのは、もうかなり昔から図書館を、今の図書館に使いつらさを感じて、図書館をどうにかしてくれという市民の声が多数あったということも聞いている。私が議員になる全然前からの話があって、ようやく今、こういった建設の話が出てきたということもあると伺っているが、ゼロベースというのが、いまいちちょっと、ここから読み取れることは、今まで積み上げてきたことが、変な話、なくなってしまうことなのだという事だけは思う。

○**紹介議員**（浅田良弘君）文章は読む人によって読み取り方が変わってくるので、実際に先ほども説明していたとおり、この新図書館建設について、結局情報がほとんどなかった方々が、図書館ができるのということから始まっている。その中で、いわゆるゼロベースというのは、この請願の文章を作られた市民の方が、その後いろいろな、例えば先ほど言うように、廃校になった西小が使えるではないか。それ以外に別の空きスペースの施設みたいなものがあれば、そこが使えるではないか。実際に出てきたことなので、例えば伊東高校に図書館を持っていったらどうだという意味なので、ゼロベースというのは全く白紙に戻して考えろという意味ではない。

- 2番（長沢 正君）まず初めに、これは8月9日に提出されているということで、今日までの間に市長の話があったと思うが、そういったものを聞いても、考え方としては基本的に変わりはないか。
- 紹介議員（浅田良弘君）変わらないというか、最初の目的がこの請願の理由になっているので、8月9日に請願を提出させてもらって、21日に市長の定例記者会見を受けて、新聞等ではその辺の内容は出たが、署名活動を実施している中で続行して行ってほしいという話なので、私からは市長から入札時期について期限を決めないで、無制限ではないが、現状を注視しながら入札時期を考えるという説明はさせてもらったが、署名をしてくれた方々の思いもあるのかということである。
- 2番（長沢 正君）この最初の段階で、一応署名活動した段階である。浅田議員なので、これに対して、浅田議員として今までの経緯等をこの方たちに説明した経緯はあるか。
- 紹介議員（浅田良弘君）もちろんそれはある。実際に私も37億の建設の事業に関しては賛成をしているので、その辺の事情も全てお話をしている。
- 2番（長沢 正君）次に、署名活動というと、別に今回のことだけではなくて、いろいろなパターンとして自分が思うことであるが、要は、このことに関して署名してくれる方がどれだけ正確に内容を把握して署名していただいているかは、結構大事なことだと思う。請願者として、数字としては難しいと思うが、ある程度、この1,500という数字は反映されていると思うか。
- 紹介議員（浅田良弘君）反映されるというか、そういう言葉では回答しにくいですが、1,500名の方が署名をしていただいたというのが大切、大事なことかなと、私的にはそのように考えている。
- 2番（長沢 正君）最後であるが、いろいろ今の答弁を聞いていて、感じるどころとして、もしもの話であるが、新図書館も結構お金がかかり、でも、そのお金をほかのことに回してほしい話があるから、では、同時にそちらのほうにも、例えばお金を回して、市内経済を一緒によくするぞと言ったら、あまりこれは出なかったのかなという思いもあるので、その点はどうか。
- 紹介議員（浅田良弘君）大変難しい質問であるが、先ほど来から述べているように、新図書館建設そのものを本市では各種、いろいろな形で市民に周知をしてきたが、結局やはり周知し切れなかった市民の方々がいらっしゃるということは事実なので、そこでコロナ禍での疲弊した経済を立て直すための、いわゆる予算と新図書館の予算を同時に出動しても、どちらがよかったというのは答えられない。申し訳ない。
- 5番（佐藤龍彦君）まず、先ほど来からゼロベースのところは気になるところで、補足の説明

で、ゼロベースの意味は、まず計画を廃止を求めるものではないから、予定地であったり、土地利用であったり、建物をどうするのかという設計のところも含めてのゼロベースだということころでいくと、この図書館建設に関して反対するものではないということ、もう一度確認させてもらいたい。このゼロベースで見直すというところが趣旨なのか。建設を一旦中断して見直すというところ、ゼロベースという言葉が引っかかってしまうところが、多分これに対する疑問が多いところなのかなと思うので、もう少しその辺を詳しく説明してもらいたい。

○**紹介議員**（浅田良弘君）先ほど来から、やはりゼロベースというのが最もこの文章の中で疑問に思われるところではないかと。私自身も負託を受けた段階で、そのように感じたのは事実である。この文章は私が作った文章ではなくて、あくまでも市民から負託を受けているものなので、ゼロベースという意味は、先ほど来から申しているとおおり、図書館建設を白紙撤回するような意味ではなくて、私から解釈すると、やはりちょっと時期をずらすというような意味も入っているのではないかと考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）そうすると、例えば先ほどの最初の補足のときに、建設予定地も見直しの対象になるということをおっしゃっていたと思う。そうすると、この請願者が求めるものは、図書館は必要であると。ただ、建設予定地も含めて、この設計を見た段階と、総工費37億円という金額を見て、いや、これはちょっと今ではないというところが引っかかっての請願なのかということを確認させてもらいたいのと、その請願者が、では、例えば図書館が必要だと思っていて、でも、こういう金額では今の伊東市の市民の生活状況では許せないというか、そういうところなのか。それとも、いや、図書館って必要ないし、この金額がさらによく分からないからやめたほうがいいという請願なのか。もう少し、そこも含めて、多分それがゼロベースという言葉につながってくるのではないかなと思うが、それはどういうふうにお聞きしているのか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）先ほど来から言っているとおり、新図書館建設を決して反対するものではない。そして、この建設費37億円についても、現状、今の時代、なかなか高額な金額ではないか。この37億円が果たして新図書館建設にそぐう予算なのか。そこら辺も含めての疑問というか、請願につながったものだと理解している。

○**5番**（佐藤龍彦君）最後にするが、署名が最近では直近で1,500と、かなりの数の署名が集まっているということに関しては、この請願に対しての賛同者がいるということだと思うが、そういった方々が、では、図書館をどういうふうに求めていくのかとか、そういう市民の声、建設に反対するのではなくて、どういった図書館をみんなで考えて、市民に寄り添う、市民の求める図書館、みんなが使いやすい図書館、行きやすい図書館、それは場所も含めてということで、そういう思いも込めた請願だということを聞いているかどうか。

- 紹介議員**（浅田良弘君）今、佐藤委員がおっしゃるようなとおりである。先ほど冒頭でも話したとおり、やはりこの図書館建設については、ぜひ新図書館をつかってほしいという切実な思いの方もいらっしゃる。児童・生徒の皆さんも新図書館が必要だという声も把握している。だからこそ、いわゆる皆さんに愛される、伊東市民で作る新図書館を目指したいという意味が込められているのだ、私はそう理解している。
- 6番**（田久保眞紀君）先ほど鈴木絢子委員のほうから、令和元年からずっとやって、その前からやってきたところで、何で今、こんな請願が出てくるのだという質疑があったが、確認というか、お聞きしているならお答えしていただきたい。結局、前々から計画をずっと練り上げてきたものだからという思いの在り方は分かるが、計画の基礎ができたときに令和元年という数字が出てくるということは、コロナ禍が起きる前であったと。私はこの前、決算大綱でも触れさせていただいたが、原材料、いわゆる資材の高騰が起きたのは令和4年からである。それはロシア、ウクライナの紛争が起きて、急激に資材が高騰して計画と予算が見合わなくなった。37億円で予算が見合わなくなった、高騰したという中で経済が優先なのではないかと。37億円以上かかるなら経済を優先するべきではないかとか、そういう声が多くなったという解釈でよいか。
- 紹介議員**（浅田良弘君）まさにそのとおりであると思っている。
- 6番**（田久保眞紀君）そうすると、市民の皆さんが正確に把握しているかというお話もあったが、広報について、タウンミーティングなどでも話し合ったし、賛成の人の意見はどうなるんだという意見もあるが、市のほうでは一生懸命広報したということはいろいろお聞きしている。ただ、やはり住民のコンセンサスを取る、住民の合意を取るということに関して見るならば、少し広報の仕方を変える部分が必要だったのではないかと。例えば建設を予定している周辺の方々には、今回請願の中に入っていると思うが、来ていただいて十分な説明を受けたという認識は持っているのか。
- 紹介議員**（浅田良弘君）十分な認識というよりかは、多方面からそういう話を聞き入れたという声が圧倒的に多かったような気がする。
- 6番**（田久保眞紀君）説明をした、説明をしないという部分に関しては、やっぱり説明された側が十分な説明を受けたという印象を持つことは非常に大切だと思うし、請願の中にも含まれている意見だと思うが、説明に関して、場所がここではないほうがいいのではないかと考えている方の中には、例えば市の側で、ここを選んだ理由というのはもっと丁寧に説明したら、それだったらいいのではないかと納得する人が出た。その場合は、この場所でやることも見直したと入るということ。要するに一度説明して納得して、ここでいいということになれば、何もわざわざ無理に変える必要はないという見直しの方向でよいと考えていいのか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）私が今回の請願を提出するに当たって市民団体の方々から聞いている話では、場所等については市のほうで構想段階から練ってきたことであるので、変える必要がないのではないかというお声もあったが、一部の人の中には、この請願の内容で場所等ももう一度話し合って検討したほうがいいのかなという方もいらっしゃると思う。

○**6番**（田久保眞紀君）そうすると、今回、請願人になっているので普通の署名とは違う。署名された方が全て請願人になられている署名の形式を取っている。その中で、自分が請願人になるに当たって、自分の意見を含めてほしいという意見を吸い上げた結果、ゼロベースという表現になったという解釈でよいか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）自分の意見を含めたというか、この請願に対しては負託を受けたことであるので、市民の声を重視しているもののご理解いただきたい。

○**3番**（杉本憲也君）今、ずっと委員の皆さんから内容についていろいろお話を伺っていたが、私は本件請願の適否を検討するに当たって、その内容の検討以前の話として、請願手続、提出手続の適法性について、具体的には請願法第2条の要件に該当することに関して疑いがあるため、この点を明らかにするために伺っていきたい。

本件請願の手続の根拠となる請願法第2条は、もちろん浅田議員もご承知のとおり、請願は請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれをしなければならないという定めがある。この点、請願法2条で、請願者の氏名、住所の記載を求める立法趣旨について、その法律が成立した当初の昭和22年2月18日に行われた第92回帝国議会貴族院の請願法案特別委員会の議事録を拝見すると、このように記載されている。

まず第2条にあるように、文書に記載し、請願者の氏名、住所を明らかにするというを示しているが、これは請願者の責任を明らかにし、請願に秩序あらしめることが主眼点であるということである。また、同じ議事録では、代理人によって請願することもできるかという質疑に対して、これは代理でも代表でも、社会の許している風俗に従って代理関係がはっきりしていれば許すという趣旨である。

こうした立法趣旨に鑑みれば、今回、請願法第2条の要件に、少なくとも請願という大切な権利を行使するに当たっては、請願者は責任を持って、自らの意思を書面に表した請願を自分の名前ですべきであり、名義貸しは請願の秩序を害すものとして許されない。もう一方、代理での請願も可能であるが、その場合は代理関係を明らかにしなければならないということが満たされていないければ、請願法2条の法の趣旨を没却させるものであり、不適法として取り扱ってはならないと考える。

したがって、この2点を満たしているのかについて順次お伺いするが、まず、今回の請願が浅田議員本人のお一人の請願なのか、それとも署名者の方もいらっしゃる中で、署名者の方

から代理を受けた代理請願なのかを明らかにする観点から、本件請願書には、氏名、住所が浅田議員しか書かれていない。そのため、浅田議員単独の本人請願ということで提出されたことでよいのか。請願書には括弧書きで賛成署名者1, 323名という記載があるが、この方々は請願者ではないという認識でよいのか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）杉本議員から今ご質問があつて、この請願を提出するに当たって、議会事務局の十分な調査、検討をしながら請願の提出に至っているので、私は議会との話合いが正確に運ばれているものと思っている。

○**3番**（杉本憲也君）聞き方を変えるが、この1, 500名の署名者の方は請願者か、そうではないのか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）1, 500名の署名者の方は請願者であると認識している。

○**3番**（杉本憲也君）そうであったら、請願法2条で住所、氏名が書かれた請願書がないといけないので、1, 500名分の住所、氏名が載ってない限り、形式上不備があるので不適法となるかと思う。再度内容について審査するのであれば、一旦取下げをしていただいて、要件を満たした上で再度提出するというやり方が一番素直ではないかと思うが、そのあたりはいかがか。

○**紹介議員**（浅田良弘君）先ほど来からお話ししているとおり、請願の提出には不備等がないかということを議会事務局とも確認した上で提出しているので、そこら辺のところはご理解願いたい。

○**3番**（杉本憲也君）私はしっかりと根拠を調べた上でお示しをして、これは要件を欠くのではないかという質疑をさせていただいている中で、仮にこれが負託を受けてということで浅田議員がおっしゃっているのであれば、代理関係を明らかにしたということ、委任状と一緒に付けて提出するなりということが必要かと思うが、いずれにせよ、請願者は請願法第2条の要件を満たしているということは、今のご答弁だと、私としてはなかなか納得がいかないということになりかねないが、そのあたりは再度いかがか。

○**議会事務局長**（富岡 勝君）杉本議員のご質問にお答えする。

今回の請願の形式であるが、本文についてはこちらで、さらに住所、氏名を書いたリストを添付していただいてあり、それぞれがこちらの願意をかなえるために署名しているという形になろうかと思う。1人ごとに1枚ずつという形式もあろうかと思うが、合理的な形としてリストを添付するようになっているかと思う。さらに、それぞれの請願は1件1件が請願になるが、今回1, 500名いらっしゃるということになるが、それぞれが出てきたときに複数の請願が提出された場合、その議会の中では、同じ願意であるものについては1つの議案として審査を行う。今回、少なくとも浅田議員のお名前があり、この書面から、こちらの請願が成立しているということは明らかだと思う。

○6番（田久保眞紀君）浅田議員、確認であるので法的な解釈は結構であるが、私たちから見えない署名されている方々は住所とお名前があって、名前の上は単なる氏名になっているか、それとも請願者になっているか。

○紹介議員（浅田良弘君）請願者になっている。

○6番（田久保眞紀君）通常、私たちはよく反対署名などをやるが、その場合は氏名になっている。この趣旨に賛同したので署名する際、住所もいただくが、今回は単なる署名の氏名ではなくて、署名した人たちの上は請願者になっていて、それは事実関係だけで結構であるが、署名した方は、自分自身が請願者になることを承知した上で氏名と住所を書いているということによいか。

○紹介議員（浅田良弘君）そのように私は理解している。

○3番（杉本憲也君）そうすると、請願者が誰かということは、請願法の趣旨で、先ほど私がご紹介した議事録からいっても、責任を持って、その方がしっかりと申出をするという観点から言うと、誰が請願者であるかという点は本当に大事である。

再度伺うが、請願者は浅田議員お一人なのか、それとも1,500名を含めた請願者になるのか。いかがか。これは事務局でも、どちらでも結構である。

○議会事務局長（富岡 勝君）1,500名を含めた形になろうかと思う。

○3番（杉本憲也君）そうであったら、議員に出ているのは、こちらの請願書を基に審査願いたいということになるので、残りの1,499名の方の住所、氏名がこの請願書に書面として載ってこなければ、請願法第2条、請願者の氏名及び住所を記載し、文書でこれをしなければならぬという要件を満たさないことになる。こちらの点について、私が見せてほしいと言ったら事務局は見せていただけなかったので、これでは審査ができないので要件を欠くものと私は考える。

○議会事務局長（富岡 勝君）先ほども申し上げたとおり、複数の請願が出てきた場合、同じ願意のものは1つの議案として審議していただく形になる。少なくとも請願者浅田議員のお名前があるが、こちらの請願だけでも議案としては成立しているので、こちらの審議をお願いしたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

紹介議員退席のため、暫時休憩する。

午後 3時37分休憩

午後 3時39分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

これより討論に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）今回の請願に関しては反対の立場で討論する。

今回の請願は、その内容のよしあしを判断する前段階として、請願の提出手続における請願法第2条の請願者の氏名及び住所を記載という手続要件該当性に対して、その立法趣旨を没却する疑いを取り除くだけの明確な答弁が得られなかった。具体的には、本件請願が浅田議員自らの意思で作成し、提出した請願書ではなく、誰かに頼まれて浅田議員が代わりに請願を行った可能性を否定できないし、また、仮に代理申請の場合であっても代理手続の要件を欠くものであり、不適法である可能性を否定できなかった。さらに、請願署名をした方々の皆さんが請願者として住所、氏名が記載されていないという点も申し添える。

ゆえに私は、請願書の内容のよしあしの検討に入る以前である請願者の形式的要件の該当性について、これを認めることにより、法の趣旨を没却させる疑いが残ることから、請願の内容の適否に関する審査を待たず手続要件の非該当性、すなわち請願手続の不備を理由に本件請願に反対する。

なお、内容に関しては、こうした手続的不備を解消した上で改めてご提出する方法もあるかと思うので、ぜひともご検討いただきたいと申し添える。

○6番（田久保真紀君）今回の請願については、私のほうも何回か確認したが、まず市民が提出した請願であるというところ、そこを議員の皆様にはよく酌んでいただきたいと思う。

提出したのがあくまで市民で、あと法的手続の件が今出たが、そこに関しては議会事務局のほうで、ある意味確認を取られて出しているということであるので、そこで市民の思いが全て否定されてしまうというのは、それはそれでどうなのかという疑問が残る。

ゼロベースの話もお伺いしたし、説明をすることによって、逆に市民の方が理解をすれば、もしかしてどこまでの段階で認められるか分からない。場所もいいであろう、趣旨もいいであろう、建築もいいであろうと理解は進むのかなという部分を私は聞いていて思ったので、まず、ほかでも説明をもう一度していただけないかという署名が詰まっていることも踏まえると、私たち議員も市民の思いに対して真摯に向き合うべきかなと考えるし、行政の皆様方にも、こういった請願が上がったことを機会に、もう一度、市民の皆様にご説明していただいて、反対という趣旨ではないとお伺いしたので、そこを加味して判断しなければいけないと考える。そういう意味で、私は賛成とさせていただきます。

○5番（佐藤龍彦君）杉本委員が言うように、手続上、問題があるというのであれば、請願第1号として、ここにはないとは思っているので、内容をまずしっかりと審議するべきだったので

はないかと思う。ゼロベースの内容として、計画ごと白紙撤回を求めるものではないという中で、それでも、この図書館自体が本当に必要なのか、必要でないのかも、結局は議論の余地が残ってしまったというところは否めないかなと思っている。しかし、図書館建設を求める声の中で、ここまでも計画が進んできたというところは、やはり市民の声は図書館が必要だと受け止めているところである中で、私はこの請願には賛成したいと思う。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。請願第1号は、採択すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手少数である。よって不採択すべしと決定した。

○委員長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

佐藤委員及び田久保委員は、請願第1号について少数意見を留保するか。

○5番（佐藤龍彦君）留保する。

○6番（田久保眞紀君）留保する。

○委員長（中島弘道君）委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（中島弘道君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和5年8月31日（木）午後3時46分（会議時間4時間15分）

以上の記録を認める。

令和5年8月31日

委員長 中島弘道